

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

平成25年4月にむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が業務を開始してから3年が経過しました。

ハッピークローバーへの相談件数は、年々、増加しています。なかでも、子ども本人からの相談の割合が多く、宗像の子どもたちにとって、困ったり悩んだりしたとき相談できる場所として、ハッピークローバーが身近な存在になりつつあることが伺えます。

また、昨年度は、宗像市子ども基本条例の規定に基づく第1号の権利救済申立てがあり、救済委員において調査を行って申立てに対する判断を行いました。申立てを受けての勧告、要請、調整活動などには至りませんでした。調査を通して救済機関のメンバーが子どもの権利に関する考えを深めるきっかけとなりました。

このように、市民のみなさまや関係機関のご協力とご理解のおかげで、この3年の間、ハッピークローバーは着実に活動を積み上げてきています。

さらには、ハッピークローバーの活動と影響し合う形で、例えば、小中学校において子どもの権利の日の授業が行われるなど、宗像市全体で、子ども基本条例の趣旨が浸透し、子どもの権利を守るという考えが広まっているのも嬉しいことです。

増え続ける児童虐待、学校におけるいじめ、子どもの貧困など、子どもたちをとりまく様々な問題が指摘され、子どもが生活し、成長する環境には厳しい面もあります。そうした中で、宗像の子どもたちの中にも、悩みを抱え、それを誰にも相談できずに苦しんでいる子どもが少なからずいるのではないかと思います。

そうした子どもたちがなるべく気軽に相談できるように、ハッピークローバーでは、これまでも相談業務のあり方を検討し、相談時間を変更するなどの対応をしてきました。さらには、メールによる相談を取り入れることの検討を始めています。3年間の実績に甘んじることなく、これからも、子どもたちが相談しやすく、かつ、頼りになる相談場所であることを目指して、工夫をしていきたいと思えます。

また、今年度、ハッピークローバーのイメージキャラクターを募集し、「宗像市子どもまつり」会場での投票によりイメージキャラクター『ふくちゃん』が誕生しました。ふくちゃんとともに、ハッピークローバーがますます子どもたちの身近な存在となるように広報活動にも引き続き力を入れていきます。

ハッピークローバーが効果的な活動をしていくために、市民のみなさま、特に子どもたちの気持ちに寄り添った相談機関にしていきたいと思っておりますので、この報告書を読まれて気づかれたことなどがありましたら、ぜひ、ハッピークローバーまで意見をお寄せください。

も く じ

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

1. 宗像市子ども基本条例と権利救済制度	
(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的	1
(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制	2
(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策	4
(4) 宗像市子ども基本条例に基づく学校での取り組みについて	6
(5) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ	7
(6) 宗像市子どもの権利救済委員・相談員	8
2. 子どもの権利救済・回復活動の概況	
(1) 年間相談件数	9
(2) 月別相談件数	10
(3) 相談者別件数	11
(4) 相談対象者別学年別相談件数	12
(5) 継続回数別相談件数	13
(6) 相談内容別相談件数	14
(7) 相談内容別相談者別相談件数	15
(8) 子どもからの相談内容別年代別相談件数	16
(9) 曜日別相談件数	17
(10) 時間帯別相談件数	18
(11) 相談方法別相談件数	19
(12) 救済申立て・発意件数	19
(13) 特徴と傾向	20
3. 子どもの権利救済・回復活動の実際	
(1) 相談・助言・支援	21
(2) 救済申立て・発意	21
(3) 救済委員会議報告	23
4. 広報・啓発活動	
(1) リーフレット・カードの配布	26
(2) 小・中学校での広報・啓発活動	28
(3) 「はびくろ通信」の発行	29
(4) 小学校での出張相談会	31
(5) イメージキャラクターの決定	31
(6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートの実施	32
(7) その他の活動	32
5. 平成 27 年度の総括と平成 28 年度に向けて	
(1) 平成 27 年度の総括	33
(2) 平成 28 年度にむけて	34
6. 子どもの権利救済委員からのメッセージ	
・ 宗像市通い三年目 - 想いで深い三つの出来事とこれから -	35
・ 子どもの権利を改めて考えてみる	36
7. 資 料	
・ 平成 27 年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果	37
・ 宗像市子ども基本条例	44
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	53
・ 平成 27 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	62

1. 宗像市子ども基本条例と権利救済制度

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

① 経緯

平成 22 年 4 月	市長選挙のマニフェストで、条例制定を公約
平成 22 年 7 月 29 日	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案策定を諮問
平成 23 年 4 月	子ども部新設
平成 23 年 9 月 20 日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書が提出される。
平成 23 年 10 月	パブリック・コメントの実施（1ヶ月間）
平成 23 年 12 月 19 日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書が提出される。
平成 24 年 3 月	宗像市議会において、全会一致で条例案が議決される。
平成 24 年 4 月 1 日	条例施行。子どもの権利救済制度は、平成 25 年 4 月 1 日施行となる。
平成 25 年 4 月 1 日	全面施行。子ども相談センター開設（同センター内に子どもの権利相談室と家庭児童相談室を併設）

② 目的

- ◆ 大人の果たすべき役割を明確にし、子どもの権利を守っていく。
- ◆ 将来にわたって子どもの権利の普及・啓発を行い、家庭・地域・学校など、子どもが育つ全ての場面において、きちんとした理念のもとに子どもを育成することができるようにする。
- ◆ 宗像市の子ども施策の法的根拠とする。

③ 子どもや市民意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換（平成 22 年 10 月 3 日 実施）
審議会の委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施しました。



- 子どもに関わる団体との意見交換（平成 22 年 11 月 11 日 実施）
審議会の委員と 5 団体 9 人の方と意見交換を実施しました。
- アンケート調査（平成 23 年 11 月 3 日 実施）
 - 宗像市子どもまつりの会場での調査
毎年 11 月 3 日に開催している宗像市子どもまつりにおいて、子どもと大人それぞれを対象にしたアンケートを実施し、子ども 244 人、大人 252 人から回答を得ました。
- 学校における調査（平成 23 年 1 月 31 日～2 月 4 日 実施）
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象にアンケートを実施しました。

- 市民アンケートでの調査（平成 23 年 2 月 実施）
 - 「子どもの権利条約」の認知度調査を実施。結果は次のとおりです。
 - 内容まで知っている 9% 名前だけ知っている 55% 知らない 36%
- 意見募集
 - 広報紙での市民意見募集
 - 6 人の市民と 2 つの団体から、計 41 項目の意見が提出されました。
 - パブリック・コメント
 - 平成 23 年 10 月 1 日～31 日までの期間で実施し、15 通 127 件の意見が提出されました。パブリック・コメントの実施に当たっては、並行して説明会を実施し、条例制定の趣旨及び内容について周知を図りました。

(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制

① 特徴

- 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を 3 つの柱とし、救済制度を設けていること。
- 「子どもの権利」「健全育成」「子育て支援」を盛り込んだ総合条例

○ 子どもの権利

- ◆ 安心して生きる権利 : あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないことなど
- ◆ 自分らしく生きる権利 : 個性が尊重され、その個性を伸ばすことなど
- ◆ 豊かに育つ権利 : 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと、学ぶこと、遊ぶことなど
- ◆ 意見を表明する権利 : 自分の気持ち又は考えを表現し、尊重されること年齢に応じて、意思決定に参加することなど
- ◆ 子どもの役割 : 自分の権利が尊重されるのと同様に、他人の権利を尊重するように努めなければならないことなど

○ 大人の責務

- ◆ 保護者の役割 : 子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならないことなど
- ◆ 市民等の役割 : 地域の行事、運営について、子どもが考えを表明又は参加する機会を設けるよう努めなければならないことなど
- ◆ 子ども関係施設の役割 : 子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならないことなど
- ◆ 市の役割 : 虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。被害を受けた子どもを発見した場合、その保護・救済に努め、支援をしなければならないことなど

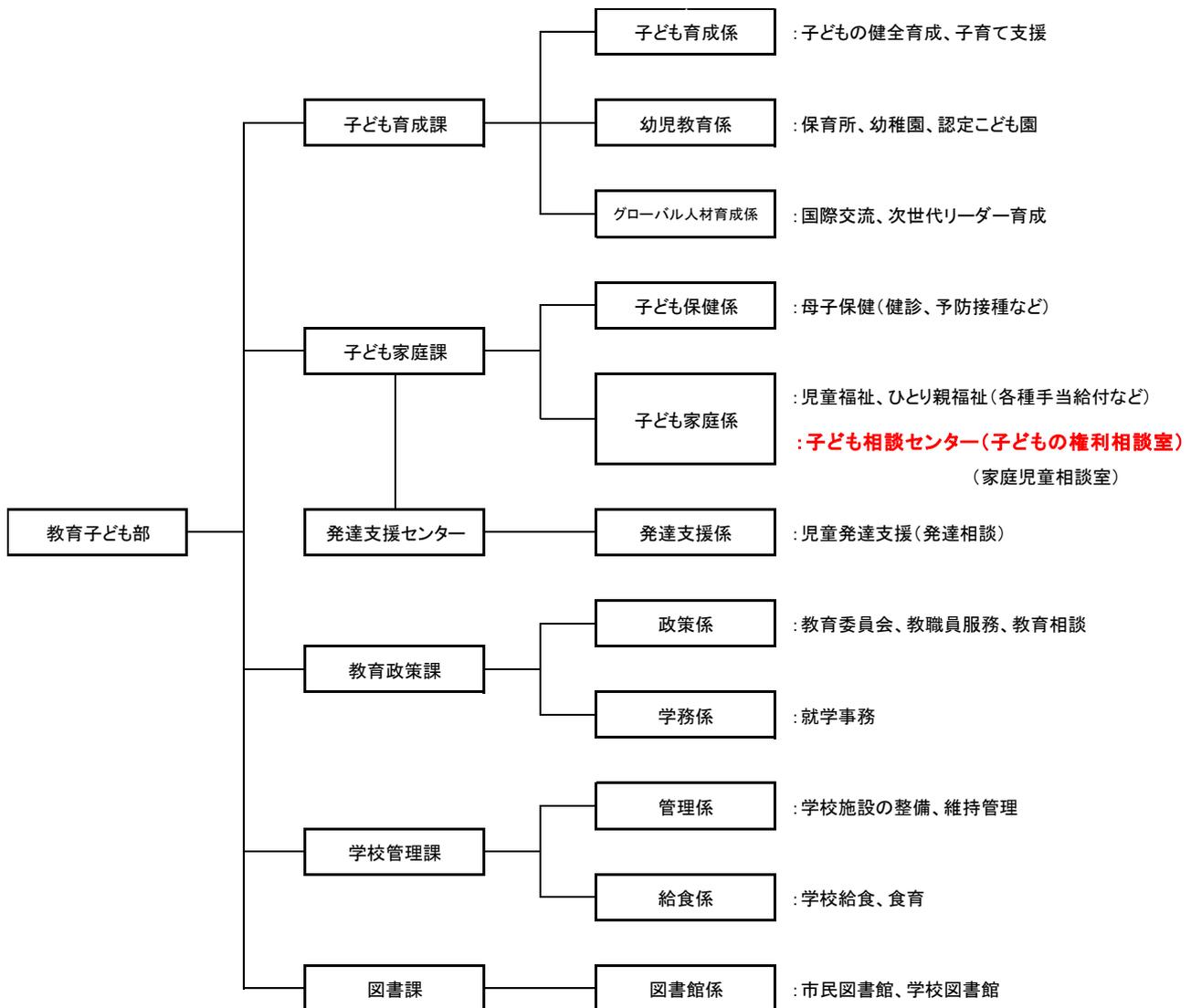
○ 子どもにやさしいまち

- ◆ 施策の推進（行動計画の策定など）
- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 子どもの意見表明の機会の提供
- ◆ 子育て支援
- ◆ 健全な発達を阻害する環境からの保護

② 推進体制

平成 23 年 4 月、市長部局に子ども部を新設。学校教育を除く子ども施策の一本化を行った。

平成 27 年 4 月、学校教育との連携強化のため、教育子ども部に組織改編。現在の庁内の推進体制は次のとおり。



(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

次の重点事項に基づき、施策を推進しています。

事 項	内 容
子どもの権利に関する意識の向上	○ 学校教育における学習活動 ○ 大人に向けた周知・啓発
子どもの権利に基づいた育成事業	○ 子どもの居場所、体験の機会
子どもの権利を守る	○ 子どもの権利救済委員 (子どもの権利相談室)

※ 施策の検証は、宗像市次世代育成支援対策審議会が行います。

① 子どもの権利に関する意識の向上

- 学校教育における学習活動
 - 教材の提供
 - 宗像市教育ハンドブックへの掲載
 - 平成 26 年度の教育 21 世紀プラン、学校経営要綱、指導計画等への位置づけ
 - 子ども基本条例ハンドブックを作成・配布
- 大人に向けた周知・啓発
 - 広報紙、ホームページ、冊子等の媒体による取り組み。
啓発記事を毎月掲載（平成 24 年度は条例の解説、25 年度は事例による啓発）
大人版パンフレットの全戸配布（平成 24 年 11 月 15 日号広報配布時）
子ども版パンフレットの全小中学生への配布（平成 24 年 11 月 20 日）
 - 講演会、研修会
子ども会役員会、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、ルックルック講座、PTA、民生委員児童委員協議会等を対象に実施
学校、保育所、幼稚園その他の子ども関係施設職員に向けて啓発
 - その他
宗像市子どもまつりでの啓発活動
子ども相談センター周知の場面での啓発
子育て支援事業、母子保健事業、子ども福祉事業等において必要な場面で啓発
街頭啓発（11 月 20 日子どもの権利の日）

② 子どもの権利に基づいた育成事業

- 子どもの居場所づくり事業等の展開
 - コミュニティその他による子どもの居場所づくり（寺子屋など）
 - プレーパーク事業の展開
- 各種の体験事業
 - 宗像市子どもまつり（子どもの体験、発表の場）
 - 宗像市中学生職場体験学習ワクワクWORK（市内全中学 2 年生の 1 週間の職場体験）
 - 夏の課外授業（市内事業所が子ども向け体験事業を実施）
 - 世界一行きたい科学広場（大学、高校、企業が子ども向け科学体験を実施。高校生が活躍）
 - コミュニティその他の体験事業（地域が体験事業を実施）

- グローバル人材の育成
 - 学校教育におけるALTを活用した外国語活動
 - イングリッシュ・サマーキャンプ（小5・6年）
 - ニュージーランド研修（小6～中学生）
 - カナダ研修（高校生）
 - むなかたガイド（中学生～大学生）
 - 宗像国際育成プログラム（中学生）
 - 宗像歴史未来塾（中学生）

※外国人とふれあうことや異文化体験を行うことにより、コミュニケーション能力や違うものを理解し受け入れる力を養います。また、可能性を伸ばす機会にもなります。

- 意見表明及び体験発表
 - スピーチコンテスト（小中学生）
 - 宗像市子どもまつり子ども実行委員会（企画・運営を子どもたちが実施）
 - わくわく体験報告会（体験したことを子どもたちが発表、子ども実行委員による司会・運営）
 - 「むなかた子どもの権利相談室」の愛称募集（子どもが応募し、子どもの投票で決める）

③ 子どもの権利を守る

- むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」
 - 市役所内に開設した子ども相談センターに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を設置しました。専任担当職員を配置し、「家庭児童相談室」と連携をとりながら権利救済に取り組んでいます。子どもの権利相談員（臨床心理士・教員）を2人配置しています。第三者独立機関として、3人の宗像市子どもの権利救済委員（弁護士、社会福祉士、臨床心理士）が活動しています。開設当初は、「子どもの権利救済機関」と呼称していましたが、より分かりやすくするために「子どもの権利相談室」と名称を変更しました。また、平成25年度に市内の子どもたちに愛称を募集し、子どもたちの投票によって、「ハッピークローバー」と名前がつけました。

- 宗像市いじめ防止基本方針
 - いじめ防止対策推進法に基づき、平成27年3月、「宗像市いじめ防止基本方針」を策定しました。基本方針ではいじめを、条例に定める子どもの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」を著しく侵害するものとし、いじめ問題に取り組む強い決意を示しています。
またいじめの根本的要因として、社会環境と家庭環境が子どもに与える影響や、子どもの心身の発達課題による影響を示し、いじめる側への指導、いじめられる側の保護といった単純な図式で説明するのではなく、いじめに関わる子ども全体への権利侵害や発達課題に対する支援の必要性を強調しています。
さらにいじめの早期発見、早期対応のため、「子どもの権利相談室」の周知により子どもがいじめを訴えやすい対応を整えるとともに、子どもへのいじめ防止の啓発のため、「権利の授業」を推進することをうたっています。
なお、「宗像市いじめ問題対策連絡協議会」には子どもの権利救済委員と家庭児童相談室が参画しています。

(4) 宗像市子ども基本条例に基づく学校での取り組みについて

① 子どもの権利や子ども基本条例の啓発について

- ◎「子どもの権利の日」ののぼり旗を掲示
- ◎市内全児童・生徒にパンフレットを配付
- 学級の人権カレンダー・校内人権コーナーに掲示（小：7校、中：1校）
- 学校・学級通信等で子どもの権利の日を紹介
- PTA 運営委員会の中で、校長先生から紹介（小：1校）
- 職員研修の実施（小：7校、中：3校）

◎の項目は、
全小中学校が実施する事項
○の項目は、
小・中学校が選択して実施する事項

② 子どもの権利の日の授業について

【学習目標】

自分も他人もお互いの権利を大切にして暮らすための、知識・技能・態度を学習する。

【実施内容】

子どもの権利について網羅的に取り組んでいく。

1年生から8年生（中学校2年生）までは、道徳や学級活動、各教科などの授業の中で、具体的な生活場面や事例を題材にして学習を進め、子どもの権利については、導入や終末に位置付けて扱う。9年生（中学校3年生）は、社会科の公民的分野と関連させながら、発展的な内容として「権利・条例」そのものを学習対象として位置付ける。

【中央中学校2年生の授業】

中央中学校では、11月の学校の日、道徳公開授業と福岡教育事務所主催の人権・同和教育担当者研修会も兼ねて、子どもの権利の日の授業が実施された。2年生では、かがやき（福岡県同和教育教材）の「何から始めたらいいのだろう」を使って、『いじめを許さない心と行動力を育てよう』をめあてに授業が進められた。グループで話し合いながら、いじめられている



グループでの話し合いの様子
る生徒、いじている生徒、見ている生徒のそれぞれの立場からいじめへの関わり方をとらえさせ、いじめに出会ったときに、自分が何から始めることができるかを真剣に話し合っていた。

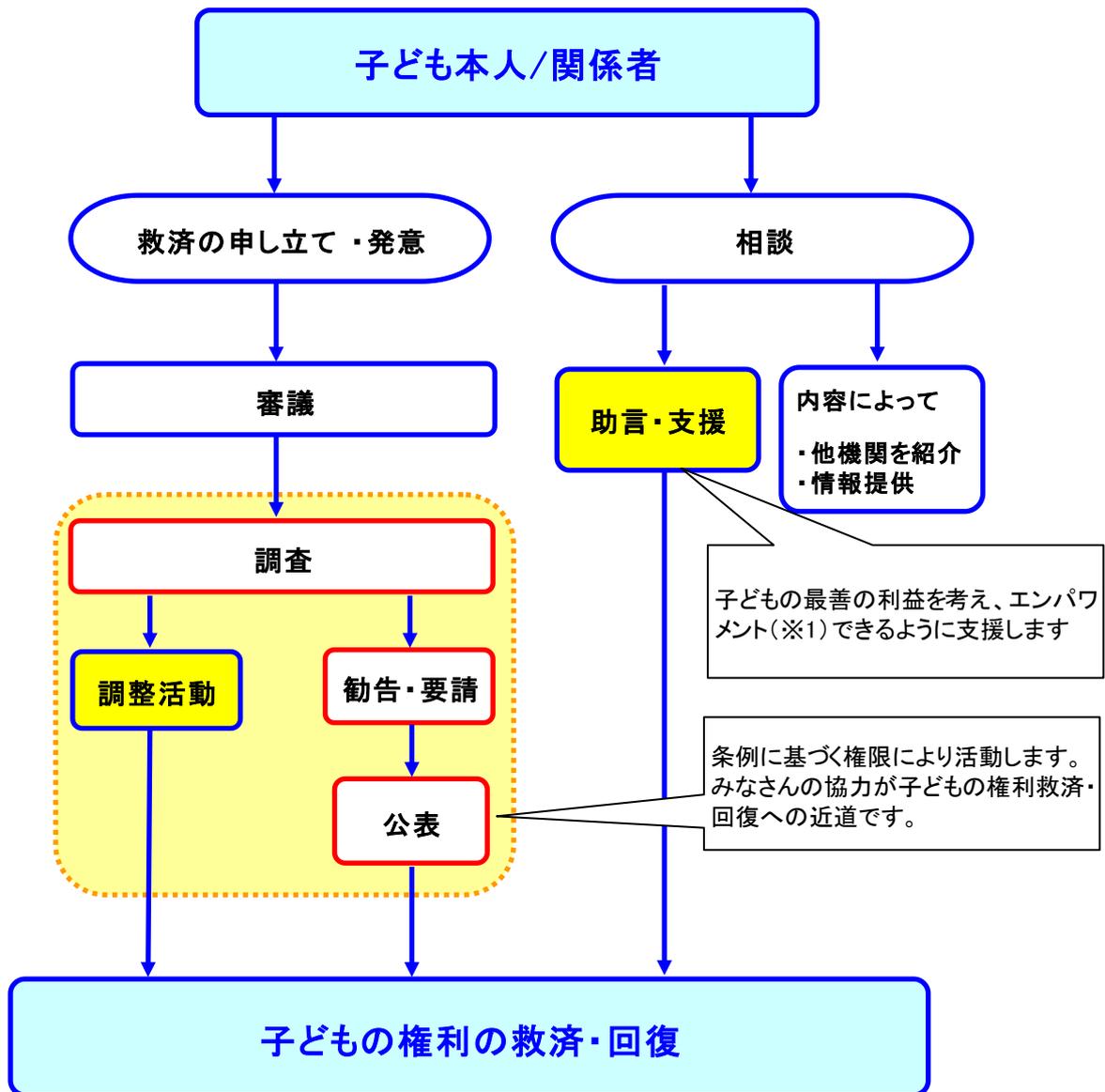


アンケート結果から生徒の実態に即して

最後に、宗像市子ども基本条例のパンフレットをもとに、いじめが重大な子どもの権利侵害であることや子どもの権利を市民みんなで守ろうとしていることが指導された。

- ◎道徳や特活で授業を実施（小：184学級、中：66学級 実施率97.2%）
（昨年度、小：187学級、中：61学級 実施率93.4%）
- 土曜参観時に授業の実施（小：1校）
- 学校の日で授業の実施（小：2校、中：2校）
- 子どもの権利について全校放送（小：2校）
- 全校集会等で実施。（小：3校、中：1校）
- 朝の活動等で紹介、7校90学級(昨年度7校66学級)
- ※ 授業や朝の会等で、市内全小中学校の100%の学級で子どもの権利や子ども基本条例の学習が実施された。

(5) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

① 審議

救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。

② 調査

客観的な事実関係を把握するために行います。強制力はありませんが、条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。

③ 調整活動

問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。

④ 勧告

実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。

⑤ 要請

実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。

⑥ 公表

「勧告」や「要請」の内容や、対応状況等を広報や宗像市公式ホームページ、記者発表等で公表します。

(6) 宗像市子どもの権利救済委員・相談員

① 宗像市子どもの権利救済委員について

- ア 立場 …地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制を採っています。
- イ 任期 …1 期 2 年、3 人以内を選任、再任の制限はしていません。
- ウ 勤務 …月 1 回の定例会議を実施しています。事例が発生した場合は、随時活動します。その他、啓発（研修）やイベント時にも参加します。（平成 27 年 9 月から月 2 回の救済委員会議を実施）
- エ 役割
- 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。
 - 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をします。
 - 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査をします。
 - 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を要請します。
 - 上記の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めます。

② 宗像市子どもの権利相談員について

- ア 役割
- 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。
 - 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をします。
 - 子どもの権利の普及に関することに取り組みます。
 - 上記の他、子どもの権利の救済及び回復のために必要なことに取り組みます

2. 子どもの権利救済・回復活動の概況

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

(1) 年間相談件数

表 1 年間相談件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実件数	67	69	103
(新規件数)	67	62	92
(継続件数)		7	11
延件数	119	240	221

*1 実件数：その年度における、相談対象者数とする

*2 延件数：たとえば、1 案件で 4 回の相談を受けた場合は、延件数 4 件とする

*3 継続件数：前年度からの継続実件数

平成 27 年度に受けた実件数は 103 件。そのうち新規件数は 92 件、11 件が継続件数でした。実件数 103 件のうち、23 件が出張相談会などで寄せられた相談件数となります。

平成 26 年度と比較すると実件数で 34 件、うち新規件数で 30 件の増加となりました。

平成 27 年度に受けた延件数は 221 件でした。平成 26 年度と比較すると若干減少しています。

(2) 月別相談件数

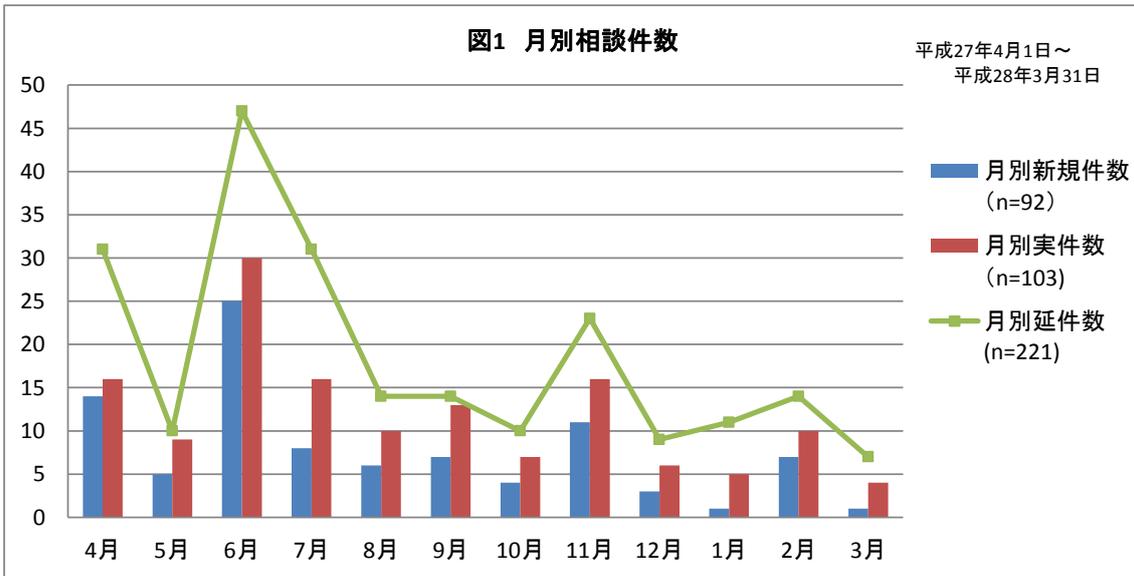


表2 月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月別合計	年間相談件数
月別新規件数	14	5	25	8	6	7	4	11	3	1	7	1	92	新規件数 92
月別実件数	16	9	30	16	10	13	7	16	6	5	10	4	142	実件数 103
月別延件数	31	10	47	31	14	14	10	23	9	11	14	7	221	延件数 221

*1 月別実件数：その月の新規件数と継続件数を合わせた相談実件数

平成27年度の新規相談件数が多い月は6月(25件)、4月(14件)で、少ない月は1月(1件)でした。月別実件数においても同様で、多い月は6月(30件)、4・7・11月(16件)で、少ない月は1月(5件)、3月(6件)でした。月別延件数が多い月は6月(47件)、4・7月(31件)で、少ない月は3月(6件)でした。

本年度の月別相談件数の推移として、月毎に相談件数の増減はありますが、1学期に新規相談件数および延相談件数が多い傾向がありました。また、6月の新規件数、実件数、延件数が突出しているのは、自由ヶ丘南小学校で出張相談会を行ったため、相談が集中した結果です。

(3) 相談者別件数

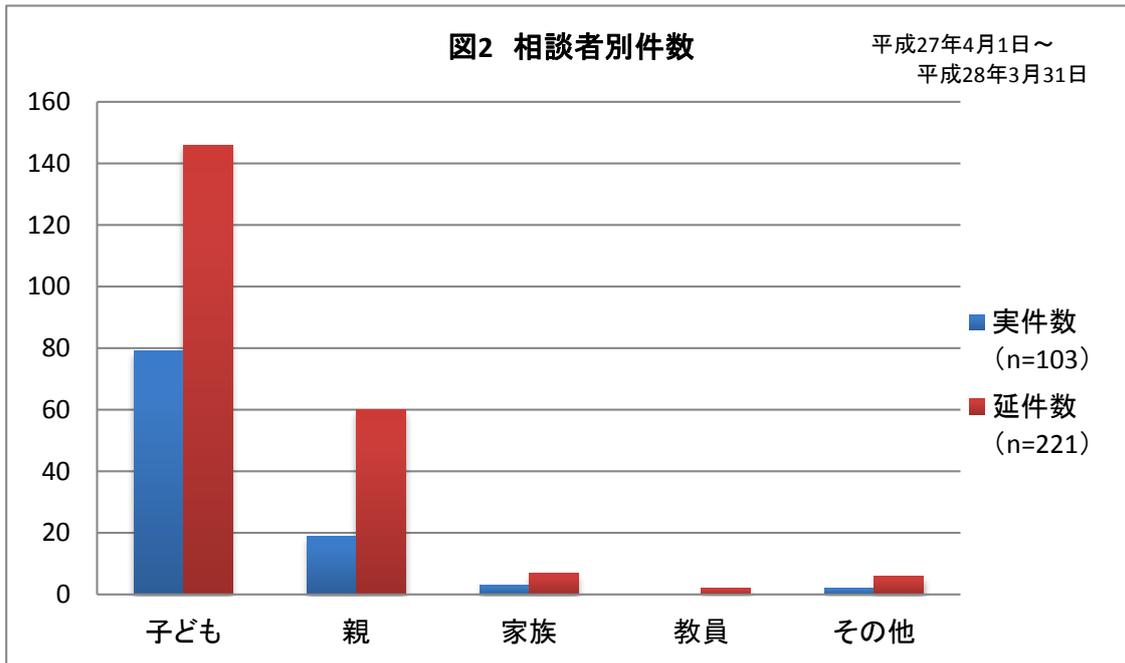


表3 相談者別件数

	子ども	親	家族	教員	その他	合計
実件数	79	19	3	0	2	103
延件数	146	60	7	2	6	221

主たる相談者は、子ども本人からの相談が最も多く、実件数全体の約7割を占めています。次いで、親からの相談が約2割を占めています。

(4) 相談対象者別学年別相談件数

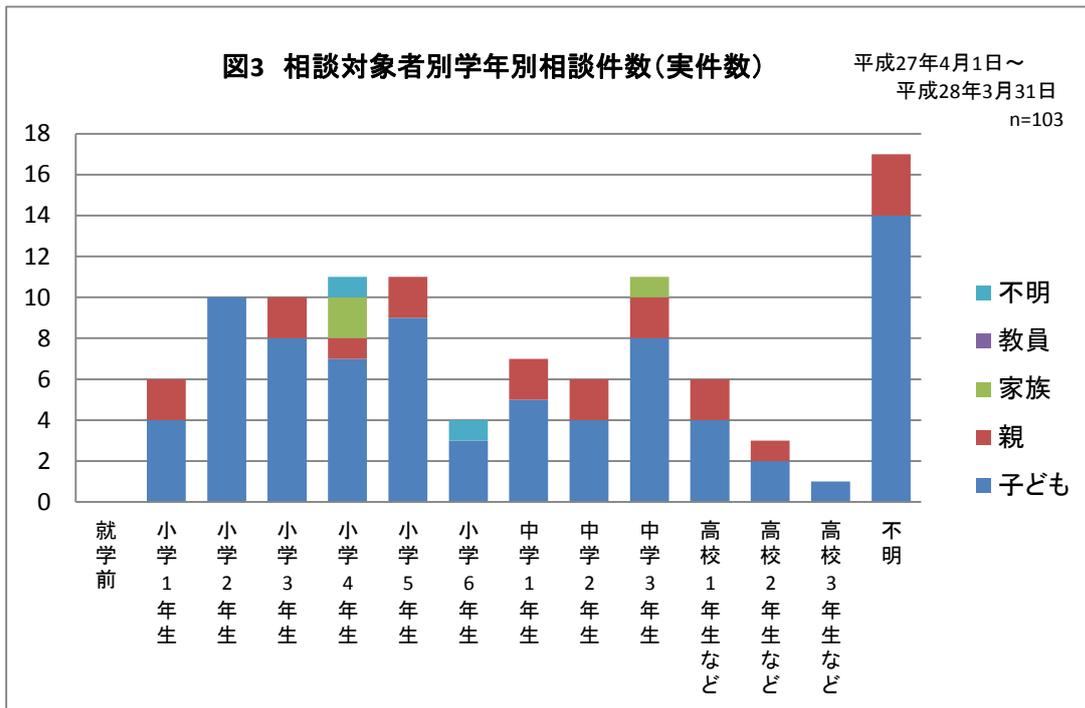


表4 相談対象者別学年別相談件数 (実件数)

	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生など	高校2年生など	高校3年生など	不明	合計
子ども	0	4	10	8	7	9	3	5	4	8	4	2	1	14	79
親	0	2	0	2	1	2	0	2	2	2	2	1	0	3	19
家族	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	0	6	10	10	11	11	4	7	6	11	6	3	1	17	103

平成27年度は、子どもからの相談は79件でした。子どもからの相談79件のうち、小学生から41件、中学生から17件、高校生から7件の相談がありました。親からの相談では、小学生、中学生を対象とした相談が多い傾向が見られます。

(5) 継続回数別相談件数

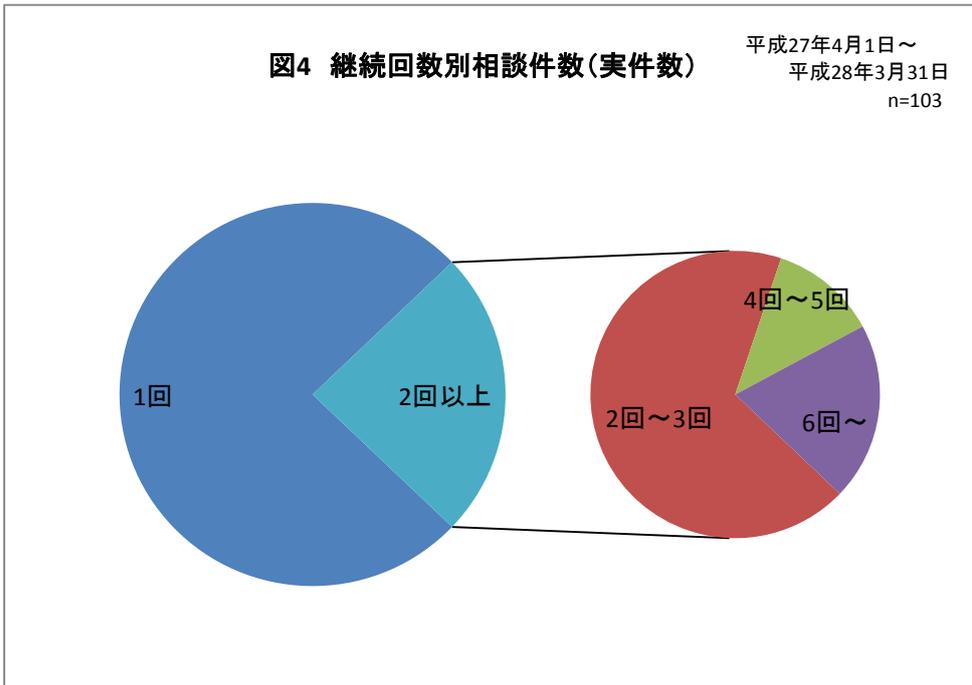


表 5 継続回数別相談件数

	1回	2回～3回	4回～5回	6回～	計
実件数	78	17	3	5	103

平成27年度の相談において、実件数103件のうち、全体の約7割である78件が1回の相談になっています。継続して相談する場合は、2～3回が最も多くなっています。

(6) 相談内容別相談件数

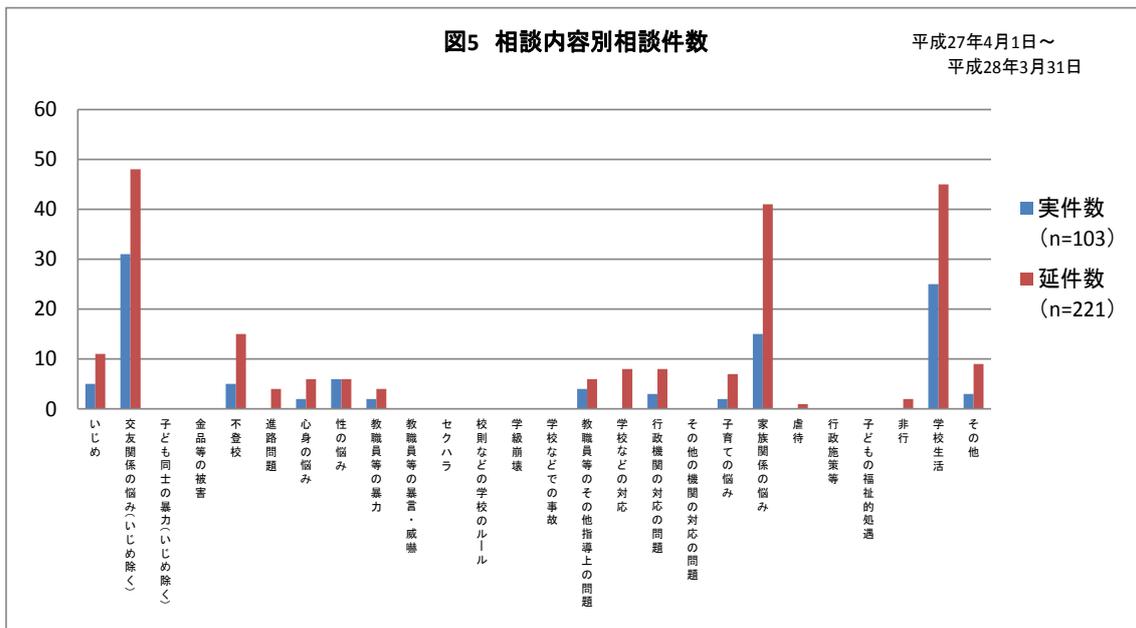


表6 相談内容別相談件数

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み(いじめを除く)	(3) 子ども同士の暴力(いじめを除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等のおしほしほ指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 子育ての悩み	(20) 家族関係の悩み	(21) 虐待	(22) 行政施策等	(23) 子どもの福祉的処遇	(24) 非行	(25) 学校生活	(90) その他	計
実件数	5	31	0	0	5	0	2	6	2	0	0	0	0	0	4	0	3	0	2	15	0	0	0	0	25	3	103
延件数	11	48	0	0	15	4	6	6	4	0	0	0	0	0	6	8	8	0	7	41	1	0	0	2	45	9	221

平成27年度の相談内容別相談実件数では、(2)交友関係の悩み(いじめを除く)、(20)家族関係の悩み、(25)学校生活についての悩みが多い傾向が見られます。延件数と比較すると、(1)いじめ、(5)不登校、(20)家族関係の悩みが多く、継続して相談している傾向が見られます。また、継続して相談をしている中で、(6)進路問題、(16)学校などの対応、(21)虐待、(24)非行についての相談がありました。

(7) 相談内容別相談者別相談件数

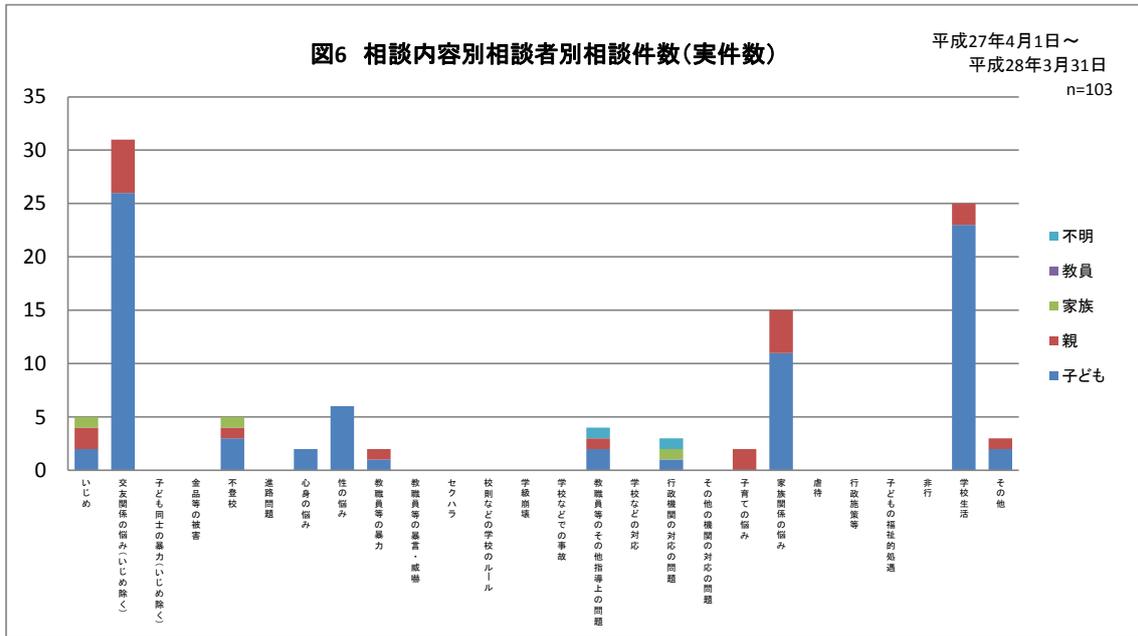


表7 相談内容別相談者別相談件数 (実件数)

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み(いじめ除く)	(3) 子ども同士の暴力(いじめ除く)	(4) 食品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などの事故	(15) 教職員等のその他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 子育ての悩み	(20) 家族関係の悩み	(21) 虐待	(22) 行政施策等	(23) 子どもの福祉的処遇	(24) 非行	(25) 学校生活	(90) その他	計	
子ども	2	26	0	0	3	0	2	6	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	11	0	0	0	0	0	23	2	79
親	2	5	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	2	1	19
家族	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	5	31	0	0	5	0	2	6	2	0	0	0	0	0	4	0	3	0	2	15	0	0	0	0	25	3	103	

子どもからは、(2)交友関係の悩み(いじめ除く)、(20)家族関係の悩み、(25)学校生活についての相談が多くありました。親からは、(2)交友関係の悩み(いじめ除く)、(20)家族関係の悩みの相談が比較的多く寄せられました。祖父母などの家族からの相談は、(1)いじめなど、3件の相談がありました。相談者不明の相談としては、(15)教職員等のその他指導上の問題、(17)行政機関の対応の問題について相談がありました。

(8) 子どもからの相談内容別年代別相談件数

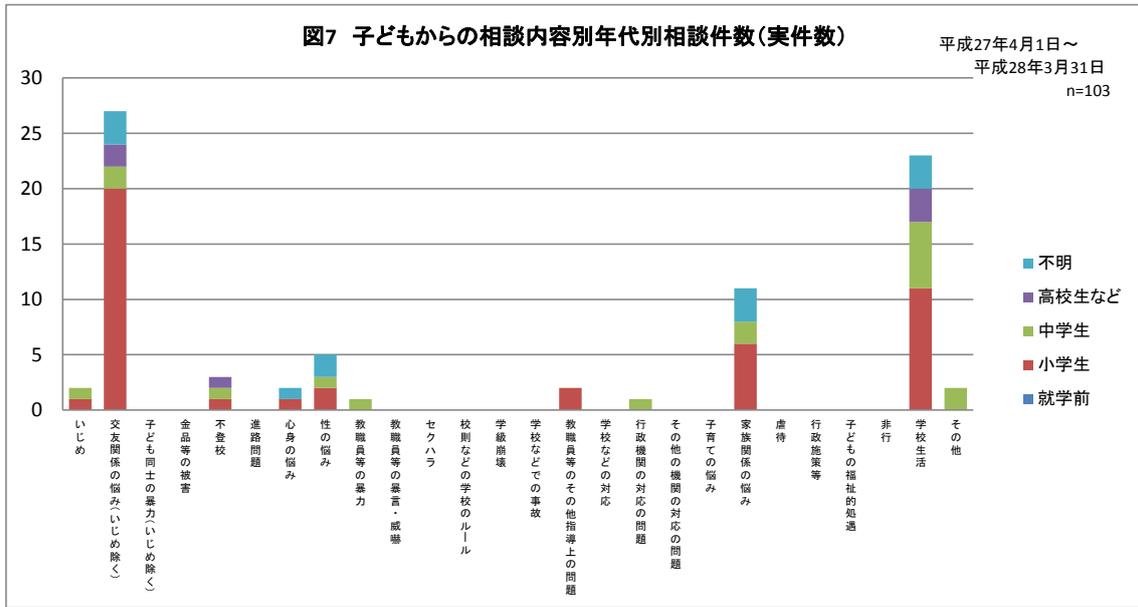


表8 子どもからの相談内容別年代別相談件数(実件数)

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み(いじめ除く)	(3) 子ども同士の暴力(いじめ除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等その他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 子育ての悩み	(20) 家族関係の悩み	(21) 虐待	(22) 行政施設等	(23) 子どもの福祉的処遇	(24) 非行	(25) 学校生活	(90) その他	計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	1	20	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6	0	0	0	0	11	0	44
中学生	1	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	6	2	17
高校生など	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	6
不明	0	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	12
合計	2	27	0	0	3	0	2	5	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	11	0	0	0	0	23	2	79

子どもからの相談内容を年代別に分けると、小学生では、(2)交友関係の悩み(いじめを除く)、(20)家族関係の悩み、(25)学校生活の悩みが多く見られます。中学生、高校生では、(25)学校生活の悩みが多く見られます。相談者不明の相談としては、(2)交友関係の悩み(いじめを除く)、(20)家族関係の悩み、(25)学校生活の悩みの相談がありました。

(9) 曜日別相談件数

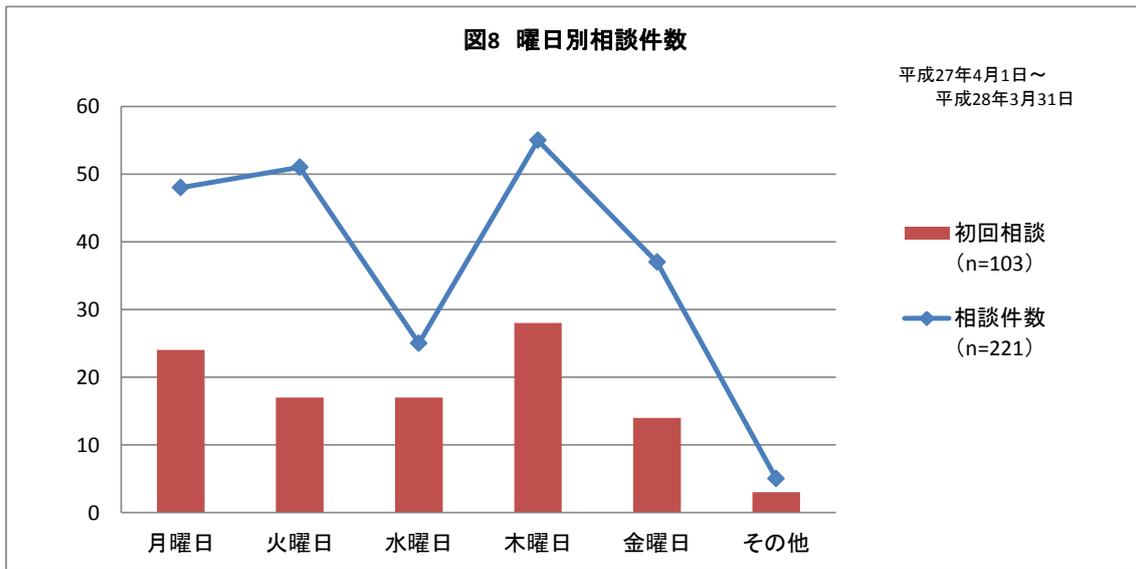


表9 曜日別相談件数

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	その他	合計
相談件数	48	51	25	55	37	5	221
初回相談	24	17	17	28	14	3	103

相談が寄せられた曜日を比較すると、初回相談では、月・木曜日に多くの相談が寄せられました。相談件数を比較すると、月・火・木曜日に多くの相談が寄せられました。

木曜日の相談件数の増加については、出張相談会を実施した週で最も相談が寄せられた曜日であったことが要因として考えられます。その他では、子どもまつりなどで相談が寄せられました。

(10) 時間帯別相談件数

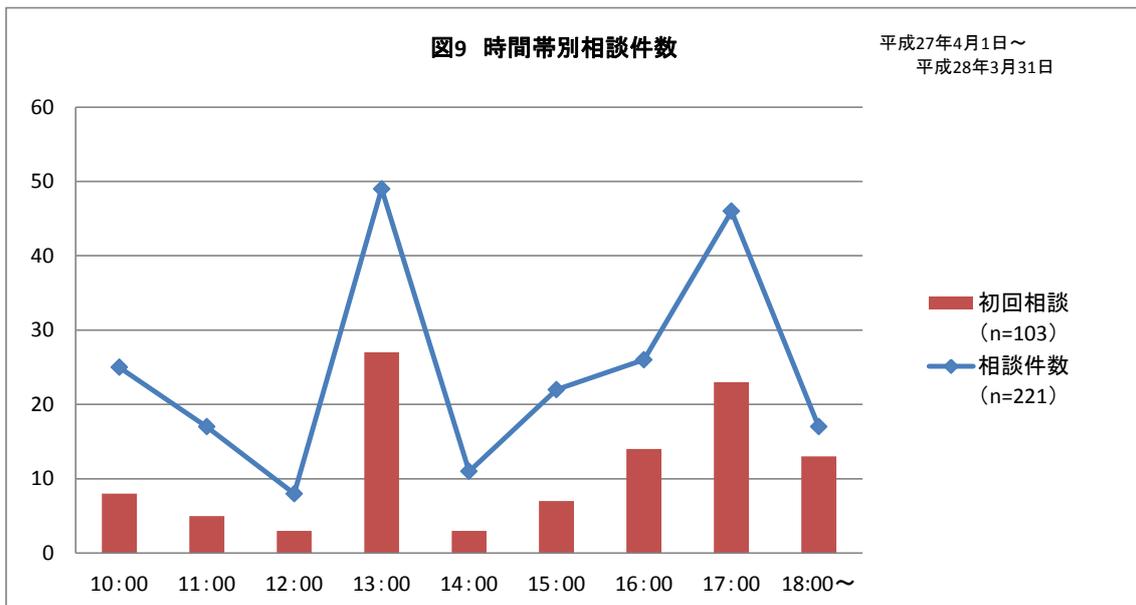


表 10 時間帯別相談件数

	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00～	合計
相談件数	25	17	8	49	11	22	26	46	17	221
初回相談	8	5	3	27	3	7	14	23	13	103

*1 平成 26 年度より相談時間を 10 時から 18 時 30 分までに変更しました。平成 26 年度より相談終了時間を 1 時間 30 分繰り下げることで、子どもたちがより相談しやすい環境を作っています。

時間帯別で相談件数が多いのは、10 時と 13 時、16 時以降に集中しています。10 時に相談が集中しているのは、相談が受付開始される時間であること、親や家族など大人からの相談がしやすい時間帯であることが考えられます。また、13 時に相談が多いのは、出張相談会を小学校の昼休みに実施したこと、さらに、16 時以降に相談が集中しているのは、子どもたちが学校から帰宅し始める時間で、子ども本人からの電話相談や面接相談をしやすい時間帯であることが要因として考えられます。

(11) 相談方法別相談件数

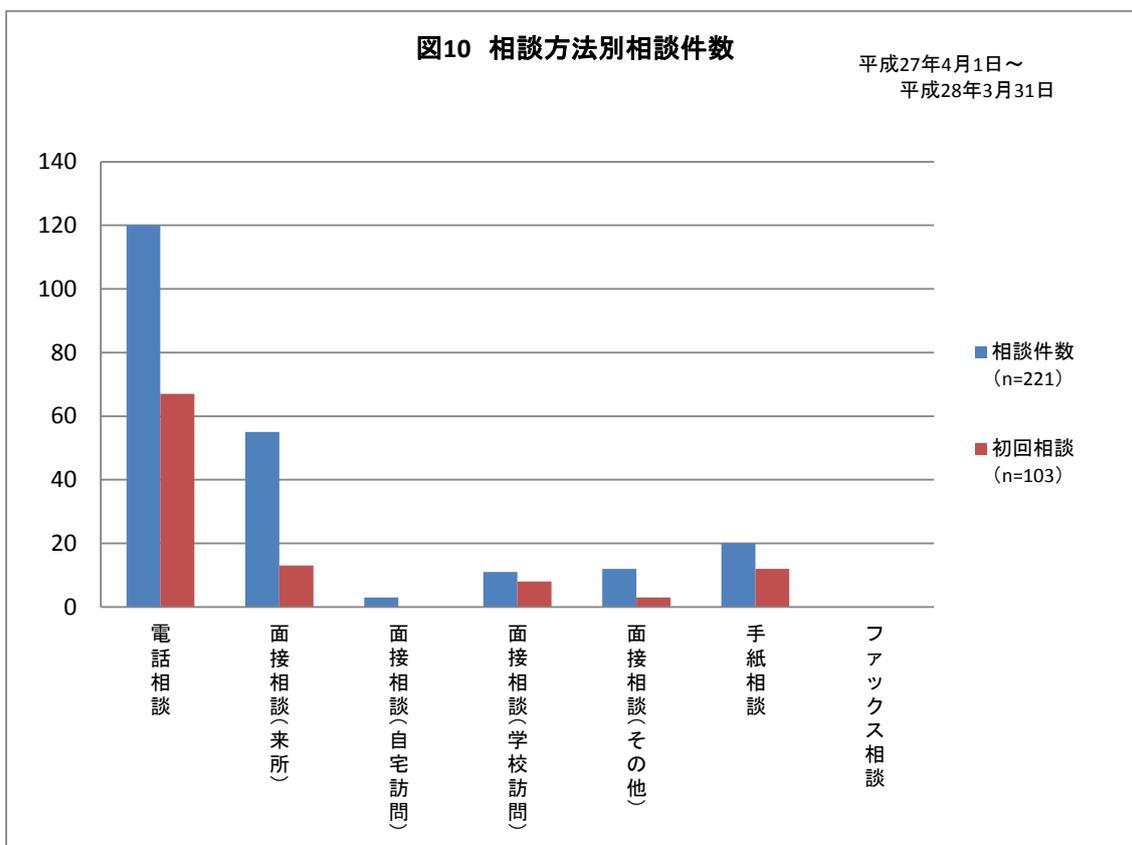


表 11 相談方法別相談件数

	電話相談	面接相談				手紙相談	FAX相談	合計
		来所	自宅訪問	学校訪問	その他			
相談件数	120	55	3	11	12	20	0	221
初回相談	67	13	0	8	3	12	0	103

相談方法で最も多かったのは、電話による相談で、相談件数全体の約 5 割、初回相談で全体の約 7 割にあたります。平成 27 年度に行った出張相談会で、お手紙コーナーを設置したため、手紙での相談件数が平成 26 年度と比較して増加しています。ファックスでの相談はありませんでしたが、自宅訪問や学校訪問での相談がありました。

(12) 救済申立て・発意件数

平成 27 年度の救済申立て案件は 1 件、発意案件は 0 件でした。

表 12 救済申立て・発意件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申立て案件	0	0	1
発意案件	0	1	0

(13) 特徴と傾向

① 新規相談件数、実相談件数の増加

平成 26 年度と比較すると延件数に大きな差は見られませんが、実相談件数は 69 件から 103 件に、新規実相談件数は、平成 26 年度の 62 件から 92 件に、大きく増加しています (P9 表 1)。これら相談件数が増加した要因として、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の相談機関としての認知度が高まっていること、出張相談会を開催することで、子どもたちが気軽に相談できる機会が増えたことなどが考えられます。

② 子どもからの相談の増加

平成 27 年度は、子どもからの相談が大きく増加しています。平成 26 年度の実相談件数は 39 件でしたが、平成 27 年度は 79 件でした (P11 図 2)。これまで、継続して宗像市内の小中学校へ出向いて啓発活動を行い、子どもたちへの説明やリーフレット・カードの配布などを実施し、子どもたちへの周知を行ってきました。繰り返し継続して啓発活動を行うことにより、子どもたちの認知度が高まり、相談の増加に繋がったと考えられます。

また、平成 26 年度から 8 時 30 分～17 時の相談時間を、10 時～18 時 30 分に変更、周知したことで、平成 27 年度は 17 時以降の相談件数は、実件数 36 件、延件数 63 件と平成 26 年度と比べて大きく増加しました。子どもたちがより相談しやすい環境を整えてきたことにより、子どもたちからの相談が増加したと考えられます。

③ 匿名による相談の増加

平成 27 年度は、匿名による電話相談が多くよせられました。実相談件数 103 件のうち、約半数の 53 件が匿名による電話相談でした。そのうち、39 件が子どもからの相談でした。子どもたちへの啓発活動を通じて、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、匿名で相談できる場所であると子どもたちに周知されたためと考えられます。

④ 相談事例

	相談者	相談内容
1	小学生	算数の勉強の仕方が分からないから教えてほしい。
2	親	子どもの進路のことで悩んでいる。
3	高校生	LINE で友人とケンカになった。解決するにはどんな方法があるか知りたい。
4	中学生	好きな人に自分の気持ちを伝えたいが、上手に伝えられるかわからない。
5	家族	インターネットや本に影響されて、子どもの成長が心配である。
6	中学生	部活動の人間関係がうまくいかず、つらい。
7	小学生	お兄ちゃんとケンカばかりしてしまう。仲良くなる方法が知りたい。

3. 子どもの権利救済・回復活動の実際

(1) 相談・助言・支援

その1: 高校生

概要:「親が自分の気持ちを理解してくれない」「親の思う子どもになろうとしているけどなれない」と親との関わり方に悩んでいる子どもから相談がありました。親との関わり方にアドバイスが欲しいのではなく、今感じていることについて聞いてほしいという相談でした。

相談・支援の経過:相談者は、自分自身でもよくわからない親への苛立ちや居心地の悪さを抱えていました。継続した面接相談を通じて、親からの影響だけでなく、自分の価値観に自分自身が苦しんでいるということに気づくことができました。また、面接相談だけでなく、子どもの意向を踏まえながら関係機関とも連携をとり、子どもだけでなく、家族へのサポートも行えるよう調整を行っていきました。

その2: 小学生

概要:学校で子どもがいじめられていると母親から相談がありました。子どもはクラス内で仲間外れにされたり、陰口を言われたりしている状況なので、このような状況を改善するため、一緒に良い方法を考えてほしいとの相談でした。

相談・支援の経過:母親が今どんな方法を考えているのか、丁寧に話を聞かせてもらいました。すると、子ども自身は、「もっとひどくなるから誰にも言わないでほしい」と訴えているが、母親は、「子どもの意向に沿いつつも何とかしたいが方法がわからず困っている」とのことでした。このことを踏まえて、子どもの気持ちに寄り添った支援をするために、子ども自身と話をさせてもらうことをお願いしました。子どもとの面接では、「本当は今の状況は苦しい。けど、今よりひどくなるかもしれないから、大きな問題にはしたくない」という気持ちを話してくれました。その後も継続して子どもや母親との面接相談を行い、学校の助けを借りて、学校生活がしやすいよう調整していくことを少しずつ確認していきました。学校内での環境調整については、母親の意向もあり、ハッピークローバーが直接関わることはありませんでしたが、学校との話し合いをする母親や子どもを支えることを継続して行っていました。現在では、少しずつ学校で過ごしやすくなっており、「新年度は楽しめそう」と子ども自身が話せるようになりました。

(2) 救済申立て・発意

平成27年度の救済申立て案件は1件でした。発意案件はありませんでした。

平成27年度の申立て案件

概要:宗像市にある公立図書館で、性的描写などを含んだ、子どもにとって不適切で不健全な本が貸し出されており、これを読むことによって、子どもが性に対して年齢不相応の不必要な興味や不正確な知識を持ち、さらに、性的な逸脱行動を誘発する可能性があるなど、子どもが安心して生きる権利（宗像市子ども基本条例6条）が侵害されているとして、当該図書の配架について配慮を求める内容の申立てがなされました。

対応:

1 申立ての受理についての判断

まず、本件は、「特定の子どもの権利が侵害されている」という内容の申立てではなく、「図書館を利用する子ども一般の権利が侵害されている」ことについて救済を求めるものでした。こうした、特定の子どもを対象としない権利侵害の救済を求めることができるのかどうか、「宗像市子ども基本条例」及び「宗像市子ども基本条例施行規則」では規定上、明確でなかったため、救済委員で協議しました。

その結果、特定の子どもの権利侵害を問題としない案件でも、宗像市の子どもの権利

に影響する重要な問題を含む場合も考えられ、そうした問題について申立てをしてもらい、必要に応じて救済に繋げることが制度の趣旨に合致すると考えて、申立てを受理することとしました。もっとも、こうした案件について、申立ての内容次第では、基本条例施行規則の規定（第9条1項）に従って、調査を行わないことも考えられます。

2 調査

調査内容として、問題とされた図書を救済委員が読むとともに、宗像市立図書館を所管する宗像市教育委員会に対して、図書の配架状況、当該図書の受入れの経過、貸出し状況を照会し、これに対する文書での回答と関連資料の提供を受けました。

さらに、救済委員3名が図書館の関係職員と面談して、図書館における図書収集及び配架の判断基準と判断手続について聞き取りをしました。

3 申立て内容に対する判断

当該図書には、たしかに、複数の個所において、性行為や性器が漫画として表現されており、子どもの健全な発達との関係での影響を心配する申立人の危惧は理解できるものでした。

一方で、文章や図画による表現行為については、その自由が憲法で保障されており、「表現の自由」憲法21条）、表現の自由の延長として、表現の受け手が表現内容を自由に受け取る権利（知る権利）もまた重要な権利と位置付けられています。そのため、表現行為や表現内容へのアクセスを制限することは、必要最小限の範囲に留めるのが妥当と考えました。

また、個人の価値観が多様化する中で、表現を受け取る人によってその表現への評価が異なる場合も多くなっているため、表現行為について権利救済機関が評価を行い、表現内容に対するアクセスを制限することについては、特に慎重な判断が求められると考えられました。

特に、公共図書館は、住民に対して幅広い情報を提供する役割を有しており、また、住民が必要とする情報内容を把握しやすい立場にあることから、図書館が行う図書の選定やその配置については、図書館の判断を尊重する必要があると考えました。

結果として、子どもの権利救済委員において、図書館に置かれた図書の内容及びその配架状況が子どもの権利を侵害するとして勧告や要請を行うのは、①図書の選定及び配架方法を定める基準が著しく不合理である場合、②実際の選定・配架が定められた基準に沿っていない場合、③図書の内容及び配架状況に照らして明らかに子どもが健全に育つ権利を侵害すると認められる場合に限るのが相当であると考えました。

そして、本件については、上記の①から③の場合にはあたらないと判断し、本件については勧告又は要請は行わないこととして、申立人にその旨を連絡しました。

権利救済機関の申立て案件第1号となる本件について、結果として勧告や要請は行いませんでしたが、救済機関として、子どもが様々な表現に触れることの意義や子どもにとっての公共図書館の重要性について理解を深めるきっかけとなりました。

(3) 救済委員会議報告

回	期日・時間	内 容	決 定 事 項
第1回	4月17日(金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動予定について ・活動報告書作成について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・救済委員会議に伴う決定事項の確認。 ・メール相談については、他自治体の実施状況を情報収集する。 ・出張相談会は、小・中各1校程度実施の方向で検討する。 ・4/30 活動報告書原稿締切。
第2回	5月15日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書作成について ・アンケートの実施について ・イメージキャラクター募集について ・自由ヶ丘南小学校出張相談会について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書原稿の最終確認。 ・アンケートの実施時期・方法・対象学年、質問内容は昨年度同様で実施する。 ・イメージキャラクター応募要領決定。 ・出張相談会は、昼休みの時間を使って、6月に4日間実施する。
第3回	6月19日(金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施について ・イメージキャラクター募集について ・自由ヶ丘南小学校出張相談会について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月14.15日にアンケートの回収を行い、結果は8月の救済委員会議で報告する。 ・自由ヶ丘南小学校の出張相談会実施報告。相談件数は、通常の相談数の統計に加える。
第4回	7月17日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.4 について ・メール相談について ・宗像市子どもまつりについて ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.4 の発行時期は9月初旬とする。 ・メール相談については、他自治体実施状況調査をもとに継続審議していく。 ・イメージキャラクターは、宗像市子どもまつりにおいて、子どもたちの投票により決定する。
第5回	8月21日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.4 について ・アンケート結果について ・宗像市子どもまつりについて ・救済委員会議の開催頻度について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.4 の掲載内容の確認。 ・アンケート結果の報告。今後、はびくろ通信や宗像市公式HP、宗像市子どもまつりの展示等で、結果を公開する。 ・イメージキャラクターの選考方法について確認。他機関のキャラクターと類似していないかチェックする。
第6回	9月11日(金) 9:30~11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・申立て案件に対する回答及び方法の確認 ・相談記録の確認 ・事例検討 	

第7回	9月18日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもまつりについて ・救済委員会議の開催方法について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもまつりについて、進捗状況報告。 ・9月から救済委員会議を月2回開催。 ・広報11月15号原稿の確認。
第8回	10月7日(水) 9:30~11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録の確認 ・事例検討 	
第9回	10月16日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもまつりについて ・イメージキャラクターの選考について ・「子どもの権利の日」街頭啓発活動 ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもまつりにおける参加体制の確認。 ・イメージキャラクター最終選考を実施し、優秀作品6点を決定。 ・11月20日「子どもの権利の日」街頭啓発活動を実施する。
第10回	11月13日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録の確認 ・事例検討 	
第11回	11月20日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもまつりの反省及び課題について ・全国自治体シンポジウム(西東京大会)報告 ・はびくろ通信 vol.5 発行について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発の意味合いを含めて、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」として、来年度以降も子どもまつりに参画し、子ども達が参加しやすい企画と併せて出張相談会を実施する。 ・決定したイメージキャラクターは、通信やリーフレット等に活用していく。
第12回	12月4日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録票の確認 ・事例検討 	
第13回	12月18日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージキャラクターについて ・はびくろ通信 vol.5 発行について ・中学3年生卒業記念品について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージキャラクター「ふくちゃん」については、原案をもとに加筆する。 ・はびくろ通信 vol.5 の掲載内容の決定。 ・昨年同様、中学3年生に卒業祝メッセージ入りクリアファイルを贈る。

回	期日・時間	内 容	決 定 事 項
第 14 回	1月15日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生卒業記念品について ・ 平成28年度版リーフレット・カードについて ・ 活動報告書の作成について ・ 子ども育成課活動報告 ・ 子どもの権利相談員活動報告及び助言 ・ 来年度の救済委員会議の日程について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業祝メッセージに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のHP・連絡先・場所を記載する。 ・ リーフレットの内容は変更なし。レイアウトにイメージキャラクター「ふくちゃん」を使用する。 ・ 活動報告書の作成については、製本のみ業者に依頼する。 ・ 来年度の救済委員会議については、第1火曜 10:00~と第3金曜 13:30~の月2回開催を基本とする。
第 15 回	1月29日(金) 9:30~11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談記録の確認 ・ 事例検討 	
第 16 回	2月19日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生卒業記念品及び祝電について ・ 平成28年度版リーフレット・カードについて ・ 平成27年度の総括と平成28年度に向けて ・ 子ども育成課活動報告 ・ 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業祝メッセージ（「はびくろ通信」増刊号）と祝電の内容確認。 ・ 平成28年度版リーフレット修正箇所の確認。 ・ メール相談については、より詳しい情報収集を行った上で有効性や方向性を精査し、宗像市の実態に即した活用方法を検討していく。 ・ 出張相談会については、年度初めの学校回りの際に提案する。 ・ 「子どもの権利の日」の授業への参画については、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員の活用方法を十分検討した上で、授業への参画が実施できるよう調整する。
第 17 回	3月25日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書の作成について ・ 子ども育成課活動報告 ・ 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	

4. 広報・啓発活動

平成 27 年度は、宗像市子どもの権利救済・回復活動の 3 年目になります。昨年度に引き続き、小・中・高校生や保護者、教育関係者に向けて、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の周知に努めました。

全校集会などの集まりに参加し、平成 27 年度版のリーフレットやカードを配布した後、相談員が直接子どもたちの前で話をし、啓発を行いました。

11 月 1 日（日）宗像市子どもまつりでは、「宗像市子ども基本条例」や「むなかた子どもの権利相談室（ハッピークローバー）」の紹介、なんでも相談コーナーのブースを設け、広報・啓発活動に取り組みました。

また、11 月 20 日（金）「子どもの権利の日」には、市内の商業施設において街頭啓発を実施しました。

【宗像市子どもまつりでの啓発】



「なんでも相談コーナー」



「紹介コーナー」



（1）リーフレット・カードの配布

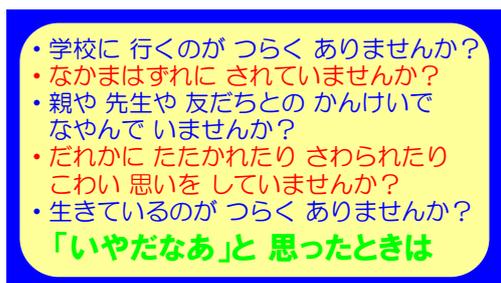
リーフレット及びカードは、各々 15,000 部印刷し、新学期始めの 4 月から 5 月上旬までに子どもたちの手に渡るようにしました。宗像市内の小学校 15 校、中学校 7 校、高校 2 校を訪問し、配布を依頼しました。学校での配布の際には、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の意義が共通に浸透するように、教師用の説明手引書を作成し、担任の先生から子どもたちに対して、きちんと内容を説明してから配布してもらいました。

カードは、小学生が名札の中（裏側）に入れやすいように、小さいサイズにし、困ったときにはそれを見ていつでも連絡できるようにしました。また、中学生以上は、生徒手帳に挟むよう依頼しました。

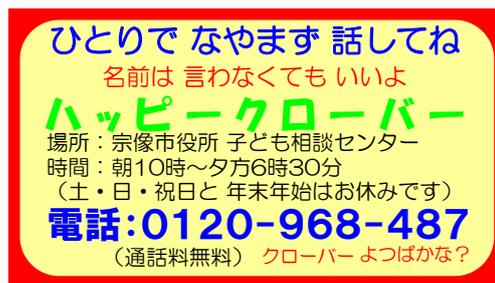
（カード表面）

（カード裏面）

← 6.5cm →



↑ 3.7cm ↓



(リーフレット内側面 縦三つ折)

子どもの権利相談員ってどんな人？

こまっている子どもを助けて守ってくれる人です。話をきいて、どうすればよいのかを考えたり、子どものかわりに関係する人たちに気持ちを伝えたりします。

相談はどうやってできるの？

相談できる時間
月曜日～金曜日 10:00～16:30
*土日祝日・年末年始はお休みです。

学校から帰ってきたあとからでも相談できるよ！

電話する

子ども専用フリーダイヤル

0120-968-487

16歳までの人の専用ダイヤルだよ。
*通話料は、かからないよ。
*よるは通話料別途にたがるよ。

おとな用ダイヤル 0940-36-9094

宗像市東郷一丁目1番1号 (市役所西館1階 子ども相談センター内)

1811-3402 (宗像市)
むなかた子どもの権利相談員 ハッピークローバー あて

FAXする 0940-37-3046

宗像市公式ホームページ
<http://www.city.munakata.lg.jp>

むなかた子どもの権利相談員

ハッピークローバー

むなかた市 宗像市

子どもしか相談できないの？

大人からも相談できます。学校へ行けない、いじめられているなど、子どもの権利が侵害された時、気軽に相談してください。匿名での相談も可能です。

つらいときはひとりで悩まないで、相談してね。親にも先生にもナイショにするよ。ヒミツは絶対に守るから、一緒に考えよう。

(リーフレット外側面 縦三つ折)

友だちのこと

- 仲間はずれにされた
- 悪口を言われたり、悪かれた
- 友達がいじめにあっている

学校・園のこと

- 学校・園にいきたくない
- 先生の言葉にきずついた
- 給食で困っていることがある

家親のこと

- 家の中がおもしろくない
- 家族がけんかはかりしている
- 親が気持ちをわかってくれない

からだのこと

- 自分の体が変な気がする
- 病気、怪我が気になる
- 自分の体が好きになれない

ざつこい虐待

- ごはんを食べさせてもらえない
- たたかれた
- 変なことをされた

どんなふうに助けてくれるの？

電話で話す

電話料金は、かからないよ。名前だっていわなくてもいいから、気軽に話してね。

相談する

「こんなこと、相談していいのかなー」なんて悩まないで、まずは話してみよう。

会って話す

ハッピークローバーに直接会いに来てね。

手紙・FAXで話す

「直接相談するのは、はずかしいー」というときは、手紙やFAXでも相談できるよ。

一緒に考える

「なにができるか」「どうしたらよいか」...一緒に考えるよ。

調べる

悩みの原因を探ったり、あなたの気持ちを相手に伝えたりするよ。

関係機関

内容によっては、関係する人たちに協力を依頼したりするよ。

一緒に解決しよう！

(2) 小・中学校での広報・啓発活動

① 啓発用の説明資料の作成

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について理解してもらうために、小・中学生に向けた説明資料（パワーポイント）を作成しました。小・中学生それぞれに合った内容で、宗像市には「宗像市子どもの基本条例」があること、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」にどのような相談ができるかを中心に説明できるようにしました。



平成 27 年度 啓発用プレゼンテーション

② 小・中学校児童生徒への広報・啓発活動

上記の説明資料（パワーポイント）を用いて、宗像市内の小学校 15 校、中学校 7 校で、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について、広報・啓発活動を実施しました。

4 月 25 日（土）の赤間西小学校での広報を皮切りに、始業式や終業式、児童集会、生徒総会、人権集会などの全校児童生徒が集まる場を活用し、年間を通して広報活動に取り組みました。

日の里西小学校では P T A 総会の日に、日の里東小学校では土曜授業の日に、全校児童・保護者に向けて広報活動を行いました。子どもたちだけでなく保護者や地域の方々にも、子どもの権利について知ってもらえる良い機会になりました。また、赤間西小、東郷小、自由ヶ丘南小学校では、放送による啓発を行いました。

学校の協力もあり、平成 27 年度も早い時期に広報・啓発活動を行うことができました。今後、より一層子どもたちの心に届く啓発を目指していきたいと思ひます。

(3) 「はぴくろ通信」の発行

平成27年度は「はぴくろ通信」vol.4を9月に、vol.5を1月に発行しました。また、中学3年生に、卒業に合わせて、中学3年生に向けて「はぴくろ通信」増刊号を3月に発行しました。

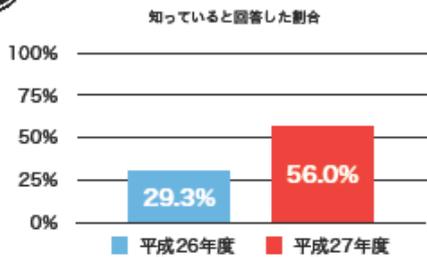
「はぴくろ通信」vol.4 表面


4
vol. 4
2015年 9月

7月に小学5年生と中学2年生を対象に、「ハッピークローバー」についてのアンケートをしました。アンケートに協力してくれたみなさん、ありがとうございます！
「はぴくろ通信 vol.4」では、ご協力いただいたアンケートの結果をいくつかお知らせします。

質問1 「宗像市子ども基本条例」を知っていますか？

知っていると回答した割合

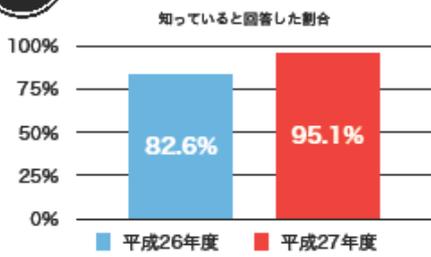


年度	知っている割合
平成26年度	29.3%
平成27年度	56.0%

5割以上の子どもたちが、宗像市子ども基本条例を知っていることがわかりました。もっと多くの子どもたちに知ってもらえるようがんばります。

質問2 「ハッピークローバー」を知っていますか？

知っていると回答した割合

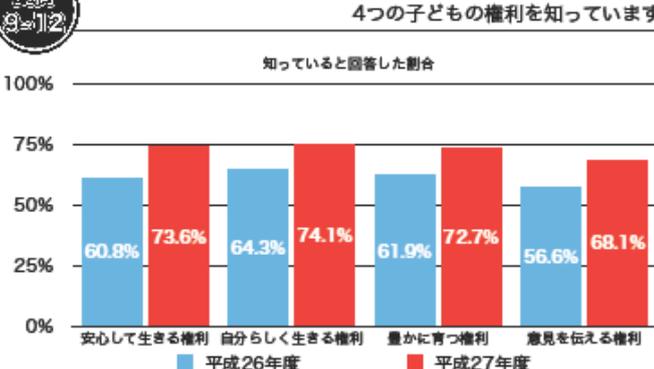


年度	知っている割合
平成26年度	82.6%
平成27年度	95.1%

9割以上の子どもたちが、「ハッピークローバー」を知っていることがわかりました。たくさんの子どもたちに知ってもらえて、とてもうれしいです。100%を目指して、これからもがんばります。

質問3 4つの子どもの権利を知っていますか？

知っていると回答した割合



権利	2016	2017
安心して生きる権利	60.8%	73.6%
自分らしく生きる権利	64.3%	74.1%
豊かに育つ権利	61.9%	72.7%
意見を伝える権利	56.6%	68.1%

4つの権利すべてにおいて、知っている子どもが、平成26年度より増えています。ハッピークローバーが学校でお話するだけでなく、子どもの権利についての授業を通じて、子どもたちがより詳しく知ることができていると考えられます。
この4つの権利は、子ども達が楽しく生活するためにとても大切な子どもの権利です。全員の子ども達に知ってもらえるよう「ハッピークローバー」もお手伝いしたいと思います。

質問4 困ったり、悩んだりした時は、誰に相談しますか？

平成26年度と同じく、多くの子ども達は、何か悩んでいるときには「家族」や「友だち」に相談していることがわかりました。「ハッピークローバー」が、家族や友だちのように相談しやすい人・場所になればと思います。



相談相手	割合
友達	34.7%
親	35.5%
先生	10.9%

質問1.3 今、どんなことで困ったり、悩んだりしますか？

半分以上の子ども達が悩みがあると回答しています。中でも「友だち」「勉強」「自分」についての悩みが多いことがわかりました。どんな悩みでも「ハッピークローバー」は、みなさんの力になりたいと思っています。



悩み	割合
勉強	20.1%
友達	13.0%
自分のこと	9.9%

はぴくろ通信

happy clover news



イメージキャラクター決定！！「ふくちゃん」

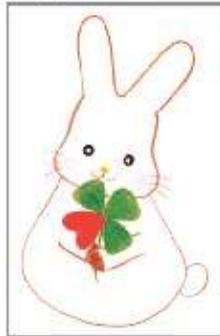
夏休みに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のイメージキャラクターを募集したところ、1167作品の応募がありました。たくさんの応募作品の中から、「Happyちゃん」「笑ちゃん」「ハピっく」「クローベア」「ふくちゃん」「よつばちゃん」の6点が最終選考に残り、11月1日(日)の「宗像市子どもまつり」の会場で、参加した子どもたちの投票により最優秀作品を決定しました。

その結果、中央中学校3年の久保真花さんの作品「ふくちゃん」が、「ハッピークローバー」のイメージキャラクターとして採用されることに決まりました。みなさん、たくさんの応募ありがとうございました。今後は、キャラクターの「ふくちゃん」をリーフレットやはぴくろ通信のデザインなどに使用し、これからも親しみを持って「ハッピークローバー」を利用してもらえるようにしていきたいと思います。



最優秀作品 『ふくちゃん』

～子どもの権利救済委員からのメッセージ～



自分の考えたキャラクターが選ばれ、嬉しいです。「ふくちゃん」をよろしくお願いします。

みんなに"ふく"をお届けします。

中央中 3年
くぼ まなな
久保 真花さん

「ふくちゃん」は、まるで幸せの国の天使のようですね。ほっこりと優しい姿で見る人の心をなごませます。そんな「ふくちゃん」がハピクローのキャラクターとして、これからずっと宗像市の子どもたちを見守ります。今回の企画で、たくさん楽しい絵を描いてくれたみなさん、本当にありがとう！



優秀作品



「Happyちゃん」
東郷小 6年
あなか まさあき
田中 愛桜さん

「笑ちゃん」



日の里東小 4年
あなか なつみ
田中 夏咲さん

「ハピっく」



日の里西小 6年
まつた しゅうた
松浦 青大さん

「クローベア」



城山中 2年
はらぐち あい
原口 愛菜さん

「よつばちゃん」



中央中 2年
あきしほ ののこ
大城 佳乃子さん

(4) 小学校での出張相談会

平成26年度に行ったアンケートで、「学校に来てほしい」という子どもたちからの要望を受け、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、平成27年6月15日（月）～18日（木）の昼休みに、自由ヶ丘南小学校で、出張相談会を行いました。

出張相談会では、①なんでも相談コーナー ②お手紙相談コーナー ③イメージキャラクター作成コーナーの3つのブースを設けました。4日間で、なんでも相談コーナーに10組、お手紙相談コーナーには20通、イメージキャラクター作成コーナーには170人以上の子どもたちが参加してくれました。相談内容としては、家族関係や学校生活についての相談が多くありました。

今回の出張相談会は、学校の協力もあり、たくさん子どもたちとむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」をつなげる、とても良い機会になりました。他の小学校や中学校でも、今後、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とつながる機会を増やしていきたいと思えます。



【なんでも相談コーナー】

【お手紙相談コーナー】

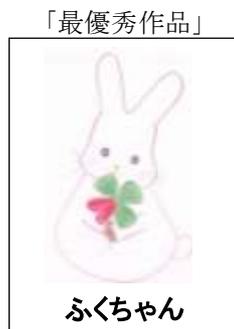
【イメージキャラクター作成コーナー】

(5) イメージキャラクターの決定

平成27年7月に、市内の小中高校生を対象に、「むなかた子どもの権利相談室（ハッピークローバー）」のイメージキャラクターを募集しました。

1167点の応募作品の中から、『Happyちゃん』『笑ちゃん』『ハピっく』『クローベア』『ふくちゃん』『よつばちゃん』の6点が最終選考に残り、11月1日（日）宗像市子どもまつりの会場で、参加した子どもたちの投票により最優秀作品を決定しました。その結果、中央中学校3年の久保真花さんの作品『ふくちゃん』がむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のイメージキャラクターとして採用されることに決まりました。表彰式では、入賞した6名の子どもたちに、権利救済委員より賞状と副賞が手渡されました。

今後、『ふくちゃん』を広報紙やリーフレットのデザインなどに使用し、これからも親しみを持って、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を利用してもらえようようにしていきたいと思えます。



【イメージキャラクターの投票】



【イメージキャラクターの表彰式】



(6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートの実施

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、平成27年度も、宗像市内の小学5年生、中学2年生を対象としたアンケートを実施しました。アンケートの集計結果は、宗像市公式ホームページで公開しています。また、はびくろ通信 vol.4 で特集記事にして掲載しました。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

実施時期：平成27年6月29日～7月13日

対象者：宗像市内 小学5年生 866名 中学2年生 892名

回収率：97%

※ 本報告書の巻末資料（P37）に調査結果を要約で掲載

(7) その他の活動

① 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2015 in 西東京への参加

日時：平成27年10月10日（土）～11日（日）

場所：東京都西東京市民会館

内容：全体テーマ「連携と協議による子ども支援・子育て支援」

～子どもにやさしいまちづくり～

特別講演：ヨーロッパにおける子どもにやさしいまちづくり

講師 ヤン・ファン・ヒルス Jan Van Gils

（ヨーロッパ子どもにやさしいまちネットワーク代表、国際子どもの遊び評議会会長）

シンポジウム：I 子育てから就労まで連続した子どもにやさしいまちづくり

II 地域づくりと子ども支援・子育て支援

III 市民と行政との連携・協働による取り組み

IV 関係機関と市民との連携・協働によるまちづくり

分科会：第1. 子どもの相談・救済 第2. 子どもの虐待防止

第3. 子どもの居場所 第4. 子ども参加

第5. 子ども計画 第6. 子ども条例

第7. 子ども支援・子育て支援と連携・協働

※ 子どもの権利救済委員2名、子どもの権利相談員1名、事務局員1名、子ども育成課職員1名が参加しました。

② 子どもにやさしいまちづくり市民フォーラムへの参加

日時：平成27年12月5日（土）～6日（日）

場所：福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）研修室 他

内容：講演「子どもにやさしいまちづくり」

～子どもの権利でつながる学校・地域・家庭～

※ リレー報告では、宗像市の小・中学校における「子どもの権利授業」について、久保社会教育主事が報告を行いました。

※ 分科会では、「子どもと家庭を支えるということ」というテーマで、宗像市子どもの権利救済委員の山本裕子氏が基調講演を行いました。

③ 福岡 子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会への支援と参加

日時：平成27年6月6日（土）/ 9月13日（日）/ 平成28年1月16日（土）

場所：福岡市健康づくりサポートセンター あいれふ / 早良市民センター

内容：講演「学校ソーシャルワークによる子どもの権利の実現」/ 講演「子どもの居場所と子どもの権利」/ 報告「子ども施策全国自治体シンポジウムに参加して」

※ 子ども施策全国自治体シンポジウムについての参加報告を行いました。

5. 平成 27 年度の総括と平成 28 年度に向けて

(1) 平成 27 年度の総括

① 子どもの権利救済委員会議について

- ◆ 平成 26 年度までは、原則として月に 1 回の会議でしたが、相談室の運営に関する協議に時間を要し、具体的な相談案件の内容を救済委員が把握し、援助方針などを協議する時間が不足していました。そのため、平成 27 年度 9 月から救済委員会議を原則として月に 2 回開催することにしました。

② 相談・救済活動について

- ◆ 市内の小学 5 年生、中学 2 年生を対象に行った平成 26 年度アンケート調査において、メール相談をしてほしいという要望が複数上がったため、メール相談について検討を行いました。他自治体の実施状況を調査するため、子どもの権利条例、子どもの権利救済機関を設置している、21 の市町に、調査を行いました。その内、12 市町で、メール、インターネットを相談手段として活用していました。しかし、ソフト面、ハード面ともに課題もあることが分かりました。
- ◆ 自由ヶ丘南小学校から、一回の啓発活動よりも相談週間のような形で、相談会を数回行ってみたいかどうかという提案をいただきました。内容を検討し、子どもの権利相談員との面接相談コーナー、イメージキャラクター作成コーナー、お手紙相談コーナーの 3 つのブースを設けて、6 月 15 日（月）～18 日（木）の 13:05～13:50（昼休み）に出張相談会を実施しました。面接相談には 10 件、お手紙相談には 20 件の相談があり、お手紙相談については、後日個別に返事の手紙を渡しました。
- ◆ 11 月 1 日（日）の「宗像市子どもまつり」では、「なんでも相談コーナー」のブースを設置し、出張相談会を実施しました。

③ 広報・啓発活動について

- ◆ 平成 27 年 7 月に、市内の幼児、小・中・高校生を対象に、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のイメージキャラクターを募集し、1,167 点の応募がありました。平成 27 年 11 月 1 日（日）の「宗像市子どもまつり」の会場で、子どもたちによる投票を実施し、イメージキャラクターを「ふくちゃん」に決定しました。
- ◆ 市内小・中学校 22 校の全児童生徒に対し、全校朝礼や全校集会等で、子どもの権利や子ども基本条例について、説明を行いました。市内の県立中学校 1 校と高校 2 校では、はぴくろ通信等を配布し、啓発活動を行ってきました。
- ◆ 市内の小・中・高校に在籍している子どもたち以外にも、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を周知してもらうため、宗像市の公式ホームページに開設されている専用サイトに、「はぴくろ通信」等を掲載し、誰でも閲覧できるようにしました。
- ◆ 11 月 20 日（金）「子どもの権利の日」には、市内の商業施設（サンリブ宗像店）において、子どもの権利についての街頭啓発を実施しました。

- ◆ 16歳以上の子どもたちへの啓発の一環として、中学校を卒業する子どもたちに、「はびくろ通信（増刊号）」とむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の電話番号が記載されているクリアファイルを記念品として配布しました。
- ◆ 宗像市子どもの権利の日の授業への参画について、宗像市教育子ども部子ども育成課を通じて、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員の子どもたちの権利の日の授業への活用について、学校側に提案していただきました。日程や準備の都合により、平成27年度において宗像市子どもの権利の日の授業への参画には至りませんでした。

（２）平成28年度に向けて

① 子どもの権利救済委員会について

- ◆ 平成28年度は、第1火曜10:00～と第3金曜13:30～の月2回開催します。

② 相談・救済活動について

メール相談

- ◆ 平成28年度は、平成27年度に行われた21市町への調査を踏まえて、実施する上での課題や問題点など、引き続き調査を行います。その上で、宗像市の実態に即したメール相談の活用方法を検討していきます。

出張相談会

- ◆ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートで、学校での相談や相談場所を増やしてほしいという意見がありました。平成27年度は、自由ヶ丘南小学校にて出張相談会を実施しました。平成28年度は、小中学校の協力のもと、実施可能な学校での出張相談会を、子どもたちが気軽に参加できるような企画と併せて実施できるよう提案していきます。

③ 広報・啓発活動について

宗像市子どもの権利の日の授業への参画

- ◆ 平成28年度は、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員の活用方法を検討した上で、宗像市子どもの権利の日の授業への参画が実施できるよう調整していきます。

啓発活動

- ◆ 平成28年度は、平成27年度に引き続き、市内小・中学校22校の全児童生徒に対し、全校朝礼や全校集会等で、子どもの権利や子ども基本条例について、啓発活動を行います。また、市内の県立中学校1校と高校2校でも平成27年度と同様に、はびくろ通信等を配布し、啓発活動を行います。
- ◆ 16歳以上の子どもたちへの啓発として、中学3年生への卒業記念品と「はびくろ通信（増刊号）」の配布、宗像市公式ホームページにある、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のサイトを活用するなどして、啓発活動を行っていきます。
- ◆ 平成27年度に決定したイメージキャラクター「ふくちゃん」をリーフレットやはびくろ通信などに使用し、イメージキャラクターの周知とともに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の啓発にも活用していきます。

6. 子どもの権利救済委員からのメッセージ

宗像市通い三年目—想いで深い三つの出来事とこれから—

山本 裕子 救済委員

宗像市役所に初めて伺ったのは、第一回宗像市子どもの権利救済委員会議の時でした。以来三年を過ぎた現在に至るまで、会議のたびに庁舎内で迷子同然となり、本館、西館、北館の階段を上ったり下りたりを繰り返している私です。会議開始時間ぎりぎりに会議室に滑り込み、胸をなでおろすこともしばしばでした。会議が終わると、敷地内の広い駐車場のどこに車を止めたものやら、自分の車探しで右往左往します。私自身、これ程ひどい方向音痴であったのかと、会議のたびに認識させられています(@_@;)。

2015年を振り返ると、想いで深い三つの出来事があげられます。

一つは、原相談員さんが急逝されたことです。1～2週間前の委員会では、お人柄溢れる明るい語り口と優しい笑顔を見せておられたのに、あまりにも突然のお別れで頭の中が一瞬真っ白になりました。原相談員さんは、宗像市の子どもたちのために、この仕事をもっと頑張りたいかっただけでしょう。和服姿のチャーミングな遺影に向かい、「原先生の分まで私たちが頑張りますね」と伝えつつ、ご冥福を祈りました。

二つ目は、初めて救済申立てがなされた事です。小坂代表救済委員を中心に議論を深め、調査し、丁寧に検討したうえで結論が導かれました。正に救済委員、相談員、事務局一丸となつての作業で、貴重な学びの場となりました。家族が守りたい「子どもの権利」と図書館の司書として堅持すべき「子どもの権利」が「同じ」なのか、はたまた「同じではない」のか…。調査の経緯と結論についてはこの報告書に掲載されていますので、是非お目通しください。

三つ目は、イメージキャラクター「ふくちゃん」が決まった事です。1100点を超える応募作品が寄せられ、最終選考で6作品を選ぶ日の救済委員会は楽しいひと時でした。どの作品も興味深く、子どもならではの発想が魅力的で思わず笑顔がこぼれました。2014年度は、むなかた子どもの権利相談室の愛称募集にたくさんの応募がありました。そして今年度も大盛況で、ハッピークローバーは子どもたちにますます身近な存在となりました。

「ふくちゃん」の微笑みは、モナリザに匹敵すると思いませんか？

折しも2016年3月29日、政府は児童福祉法改正案を国会に提出しました。改正案には、国連子どもの権利条約に謳われている「子どもの権利」を、児童福祉法の理念に明記することがあげられています。この改正が実施されると、宗像市子ども基本条例も一層輝きを増すことでしょう。多くの子どものために「権利の主体者」として権利を行使することを学べば、権利救済委員としてお手伝いできることも、もっとも増えてくることでしょう。そんな日の訪れを楽しみにしています。

子どもの権利を改めて考えてみる

市川 雅美 救済委員

宗像市子どもの権利救済委員を務め3年が経ちました。子どもの権利救済委員の名刺まで作っていただき、ながめている今、この3年間の救済委員として私が宗像市の子どもたちの役に立てたのだろうか、という葛藤にも似た苦い想いがあります。一方、救済委員会議とともに、宗像市子どもまつりに参加し子どもたちの価値観に触れられたり、今年度は子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のイメージキャラクターの決定という大変重要な（歴史的な）事柄にも関わることができました。こうした救済委員活動を通して、宗像市子ども基本条例の意義や必要性を再確認しています。

子どもの権利を尊重すること、守ること、と文字で表現するのは簡単です。ところが、実際に救済委員として活動をしていると、全く簡単ではありません。子どもを中心に置き、社会一般の価値観と照らし合わせながら子どもにとって最優先はなにかを考えるのはかなり難しいです。この難しさは現代の子どもたちや、もしかすると大人の生きづらさをも反映しているのかもしれませんが。

「ハッピークローバー」設置当時、15歳だった子どもたちが18歳になります。宗像市子ども基本条例では、子どもを「18歳未満」としていますから、18歳になった彼らに今後、子どもの権利救済委員として私が関わることは基本なくなります。

ここで、私的な話になりますが、18歳の時の私が自分の人権について問われたなら、なんて答えたのだろうかとおそらく随分考えたあげく、なんとなく「大事なこと」だとして曖昧な返答をしていたでしょう。「子どもの権利」を18歳までに私が知ることは当時ほぼありませんでした。そのために今考えると、子どもの頃にいろんな不当？な我慢をしたように思います。

もちろん社会で生きていく上で我慢は必要です。ただ、家庭の経済的精神的な背景だけでなく教育の変化、過剰な情報にさらされている今の子どもたちに我慢を強いるより、自分の権利を知り、それを正しく行使することの良さについて知ってほしいのです。そこには、周囲の人、大人の力が必要です。私たち大人は子どもの権利を理解し、子どもの相談を聴いたり、アドバイスをしたり、子どもの権利を行使する機会を与えていくよう努めたいものです。

宗像市における子ども基本条例が施行後、体感とまで言えなくとも、「子どもの権利」を知ってくれて、18歳になる彼らが自らの権利を適切に行使し、自分の人生を自分のものとして大事に生きていってくれることを願ってやみません。

平成27年度

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」 についてのアンケート結果

実施期間 平成27年6月29日～7月13日

対象者 宗像市内 小学5年生 866名 中学2年生 892名

質問1

宗像市には、子どもの権利を守るための「宗像市子ども基本条例」があることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	44.8%	54.9%	0.3%
中学2年生	67.0%	32.6%	0.4%
全体	56.0%	43.6%	0.4%

宗像市子ども基本条例を知っていると答えたのは全体で、約5割強でした。

質問2

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	95.1%	4.2%	0.7%
中学2年生	95.0%	4.6%	0.4%
全体	95.1%	4.4%	0.5%

全体の9割以上で、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を「知っている」との回答がありました。

質問3

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が宗像市役所の中にあることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	64.7%	34.9%	0.4%
中学2年生	74.9%	24.9%	0.2%
全体	69.8%	29.9%	0.3%

全体の約7割以上が「知っている」との回答でした。また、すべての回答者において6～7割以上の子どもたちが「知っている」という結果でした。

質問 4

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、自分の名前を言わなくても相談できることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	75.1%	24.7%	0.2%
中学2年生	89.4%	10.5%	0.1%
全体	82.3%	17.5%	0.2%

全体の約8割が「知っている」との回答でした。

質問 5

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、フリーダイヤル（無料）で電話相談ができることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	71.2%	28.3%	0.5%
中学2年生	85.4%	14.4%	0.2%
全体	78.4%	21.2%	0.4%

全体の約8割の子どもたちが「知っている」との回答でした。

質問 6

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、相談したことを親にも先生にも秘密にしてくれることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	80.2%	19.2%	0.6%
中学2年生	87.1%	12.5%	0.4%
全体	83.7%	15.8%	0.5%

全体の約8割の子どもたちが「知っている」との回答でした。

質問 7

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」には、子どもの救済制度があることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	46.9%	53.1%	0.0%
中学2年生	55.0%	45.0%	0.0%
全体	51.0%	49.0%	0.0%

全体の約5割が「知っている」との回答でした。

質問8

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が子ども達に配っているカードを持っていますか？

回答者	もっている	もっていない	無記入
小学5年生	75.7%	24.3%	0.0%
中学2年生	58.2%	41.8%	0.0%
全体	66.8%	33.2%	0.0%

全体では、約6割強の子どもがカードを持っているという結果でした。しかし、小中学校を比較すると、小学生7割以上に対して、中学生は約6割に止まっています。

質問9

子どもには「安心して生きる権利」があることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	72.3%	26.7%	0.0%
中学2年生	74.0%	26.0%	0.0%
全体	73.6%	26.4%	0.0%

宗像市子ども基本条例の4つの権利の柱の中で、「安心して生きる権利」は全体で約7割の認知度でした。

質問10

子どもには「自分らしく生きる権利」があることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	73.2%	26.8%	0.0%
中学2年生	75.2%	24.7%	0.1%
全体	74.1%	25.8%	0.1%

宗像市子ども基本条例の4つの権利の柱の中で、「自分らしく生きる権利」は全体で約7割の認知度でした。

質問11

子どもには「豊かに育つ権利」があることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	71.6%	28.0%	0.4%
中学2年生	73.7%	26.2%	0.1%
全体	72.7%	27.1%	0.2%

宗像市子ども基本条例の4つの権利の柱の中で、「豊かに育つ権利」は全体で約7割の認知度でした。

質問12

子どもには「意見を伝える権利」があることを知っていますか？

回答者	知っている	知らない	無記入
小学5年生	67.0%	32.5%	0.5%
中学2年生	69.2%	30.8%	0.0%
全体	68.1%	31.7%	0.2%

宗像市子ども基本条例の4つの権利の柱の中で、「意見を伝える権利」は全体で約7割の認知度でした。

4つの権利の柱の中で最も低い認知度でした。

質問13

あなたは今、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？

(複数回答可)

回答者	友達	先生	家族	勉強	自分	その他	無い	無記入
小学5年生	14.8%	2.0%	6.2%	15.2%	9.0%	1.5%	50.3%	1.0%
中学2年生	11.4%	2.7%	6.2%	24.2%	10.6%	4.5%	38.2%	2.2%
全体	13.0%	2.4%	6.2%	20.1%	9.9%	3.1%	43.7%	1.6%

「悩みがない」と答えたのが、小学生50.3%、中学生で38.2%でした。

「悩みがある」と答えた中で、もっとも多かった回答は、小学生「勉強」15.2%「友達」14.8%、「自分」9.0%中学生「勉強」24.2%「友達」11.4%「自分」10.6%でした。

小学生、中学生ともに「勉強」「友達」「自分」についての悩みが多い傾向が見られます。

質問14

あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

(複数回答可)

回答者	親	先生	兄弟	友達	その他	いない	無記入
小学5年生	42.2%	11.8%	9.7%	25.6%	2.4%	6.7%	1.6%
中学2年生	29.2%	10.0%	7.7%	43.2%	3.7%	5.2%	1.0%
全体	35.5%	10.9%	8.7%	34.7%	3.0%	6.0%	1.3%

小学生で、もっとも多い相談相手は、「親」で4割以上となっています。ついで、「友達」が約2割強です。

中学生で、もっとも多い相談相手は「友達」で4割以上の回答となっています。ついで、「親」が約3割です。

子どもたちにとって「親」や「友達」はもっとも相談しやすい相手であることが分かりました。

質問15

もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？

回答者	思う	思わない	無記入
小学5年生	42.2%	57.4%	0.4%
中学2年生	28.0%	71.3%	0.7%
全体	35.0%	64.4%	0.6%

相談してみようと思っていると回答した子どもは、全体で3割以上でした。

相談しようと思わないと回答した子どもの中には、「すでに相談する相手がいる」「相談時間が短い」「信用できない」などの理由があることが分かりました。

記述回答1

質問13・14のその他の内訳を下記に示しています。

質問13 あなたは今、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？（複数回答可）

	小5	中2	全体
1.部活	11	0	11
2.進路・将来について	1	4	5
3.習い事	1	2	3
4.恋愛	1	1	2
5.人との関わり方について	0	2	2
6.お金について	0	2	2
7.その他	6	1	7
	20	12	32

質問14 あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

	小5	中2	全体
1.祖父母	7	6	13
2.親戚	5	4	9
3.先輩	1	3	4
4.ハッピークローバー	2	1	3
5.身近にいる大人	2	1	3
6.インターネット	0	2	2
7.親友	0	2	2
8.ペット	1	1	2
9.相談者	0	2	2
10.その他	1	10	11
	19	32	51

記述回答 2

質問15で、もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？の回答の理由をを下記に示しています。

自由記述について：類似した記述をカテゴリー別に集約しました。各カテゴリーに属する記述の数を下記に表記します。

質問15 相談しようと思うと答えた理由の内訳

理由	小	中	全体	
1.秘密を守ってくれるから		75	37	112
2.相談しやすそうだから		137	44	93
3.気持ちがスッキリするから		41	27	68
4.親や友達、先生には相談しづらいから		39	22	61
5.解決してくれそうだから		33	12	45
6.信用できそうだから		14	22	36
7.真剣に考えてくれそうだから		20	14	34
8.今、悩みがあるから		14	8	22
9.誰かに相談したいから		8	5	13
10.その他		2	7	9
		383	198	493

質問15 相談しようと思わないと答えた理由の内訳

理由	小	中	全体	
1.相談する人がいるから		155	130	285
2.悩みがないから		64	42	106
3.自分で解決できるから		33	47	80
4.知らない人だから		32	42	74
5.信用できないから		13	32	45
6.面倒くさいから		6	27	33
7.話しづらいから		15	16	31
8.時間がないから		4	25	29
9.恥ずかしいから		14	11	25
10.相談したくないから		13	9	22
11.秘密がばれそうだから		15	6	21
12.相談方法がわからないから		14	5	19
13.家族に怒られそうだから		13	2	15
14.話が大きくなりそうだから		5	7	12
15.なんとなく嫌だから		3	6	9
16.その他		3	5	8
		402	412	814

記述回答 4

質問16：むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」にしてほしいことは何ですか？

自由記述について：類似した記述をカテゴリー別に集約しました。各カテゴリーに属する記述の数を下記に表記します。

理由	小5	中2	全体
1.悩み事を相談したい	27	20	47
2.必ず解決してほしい	23	16	39
3.時間や曜日を増やしてほしい	20	15	35
4.相談場所を増やしてほしい	22	6	28
5.今のまま継続してほしい	15	11	26
6.啓発をしてほしい	17	7	24
7.しっかり話を聞いてほしい	18	4	22
8.出張相談をしてほしい	13	5	18
9.相談しやすい場所にしてほしい	8	6	14
10.相談方法を増やしてほしい	10	2	12
11.イベントをしてほしい	6	6	12
12.秘密にしてほしい	9	2	11
13.その他	11	12	23
	199	112	311

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人のふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進

めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
 - ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設
 - エ その他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ば

す機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（2）人権について十分に配慮すること。

（3）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければ

ならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。
（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
- (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。

2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止等)

第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

(1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。

2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。

(市に対する調査等)

第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。

3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。

4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

<p>救済申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員</p> <p style="text-align: center;">（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____</p> <p>宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。</p>
<p>(1) 救済を必要とする子どもの氏名等</p> <p>氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____</p>
<p>(2) 申立ての理由となった事実の概要</p> <p>①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____</p> <p>②いつ、どこで、起こったことですか。 _____</p> <p>*どのような問題なのかを(6)で説明してください。</p>
<p>(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり]</p> <p>（ありの場合、その制度名を記入） _____</p>
<p>(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]</p>
<p>(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]</p>
<p>(6) 申立ての理由となった問題についての説明等</p> <p>_____</p>
<p>備考</p>

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員	
(申立人)	
氏 名 _____ (歳)	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm	身分証明証					
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm				第
		職 名	宗像市子どもの権利救済委員			
		氏 名				
		生年月日	年	月	日	
		有効期限	年	月	日	
		上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。				
		年	月	日	宗 像 市 長	
	印					

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	身分証明証		第
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
	職 名	宗像市子どもの権利相談員	
	氏 名	名	
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
	年	月	日
印		宗 像 市 長	

9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）	
（子どもの権利相談員）	
第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。	
2 略	
3 相談員は、次に掲げる職務を行う。	
(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。	
(3)子どもの権利の普及に関すること。	
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。	

平成 27 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職 名	氏 名	職 業 等
子どもの権利代表救済委員	小坂 昌司	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	山本 裕子	社会福祉士 (福岡市子ども家庭支援センター「子どもの村福岡」センター長)
子どもの権利救済委員	市川 雅美	臨床心理士 (市川カウンセリングオフィス)
子どもの権利相談員	立川 隆一	臨床心理士
	原 典代	教育経験者
	黒田 加代子	教育経験者
事務局員	中村 修	子ども家庭課課長
	甲斐田 修	子ども家庭課子ども家庭係長
	佐藤 香織	子ども家庭課子ども家庭係主任主事